

「ディープテック・スタートアップ支援基金／
ディープテック・スタートアップ支援事業」
及び

「GX 分野のディープテック・スタートアップに対する
実用化研究開発・量産化実証支援事業」に係る公募要領

2026 年 7 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
スタートアップ支援部

【受付期間】

「DTSU 事業・GX 事業 公募に係る日程一覧」に定める提出期間を参照

【受付方法】

■本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

■なお J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

2026 年 9 月 3 日 10 時～9 月 8 日正午

【提出先及び提出方法】

■以下フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

DTSU 事業 : <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDaMfMAL?wfid=a0XJ20000077HxsMAE>

GX 事業 : <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDaMaMAL?wfid=a0XJ20000077HxnMAE>

【留意事項】

■J グランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

■他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

■万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

目次

1. 件名	- 4 -
2. 事業概要	- 4 -
(1) 背景	- 4 -
(2) 目的	- 5 -
(3) 事業内容および事業スキーム図	- 5 -
(4) 事業に係る期間、補助金交付額上限等	- 7 -
(5) ステージゲート審査	- 8 -
(6) 事業への応募に必要な出資・融資	- 9 -
(7) パートナーVC	- 11 -
(8) 事業規模	- 12 -
(9) 交付規程について	- 12 -
3. 応募要件	- 12 -
(1) 提案者となる補助対象事業者	- 12 -
(2) 補助対象費用	- 17 -
(3) 補助対象事業	- 17 -
(4) 補助対象範囲	- 18 -
4. 応募の手続き等	- 18 -
(1) 提出書類の様式の入手	- 18 -
(2) 必要となる提出書類の確認・作成について	- 19 -
(3) 提出書類準備にあたっての留意事項	- 19 -
(4) その他の留意事項	- 20 -
5. 提出期限及び提出先	- 21 -
(1) 提出期間	- 21 -
(2) 提出先	- 21 -
(3) 提出方法	- 21 -
(4) 公募に関する問い合わせ	- 21 -
(5) 公募説明会	- 22 -
6. 応募に関する注意	- 22 -
(1) 出資または融資、株主構成等に関する注意事項	- 22 -
(2) 応募に関する注意事項	- 24 -
(3) 主任研究者について	- 24 -
7. 交付決定までのプロセス	- 25 -
(1) 審査から交付決定までの流れ	- 25 -
(2) 審査の方法について	- 26 -
(3) 審査内容	- 26 -
8. 補助事業の詳細	- 27 -

(1) 補助対象費用	- 27 -
(2) 補助事業実施中の進捗管理・計画変更への対応	- 31 -
(3) 交付決定等の取り消し	- 31 -
(4) 補助事業で取得した取得財産の管理	- 32 -
(5) 事業期間終了後について	- 32 -
9. 禁止事項及び不正防止について	- 32 -
(1) DTSU 事業及び GX 事業内の複数申請の禁止	- 32 -
(2) 重複補助の排除	- 32 -
(3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	- 34 -
(4) 研究活動の不正行為への対応	- 35 -
(5) NEDO における研究不正等の告発受付窓口	- 36 -
(6) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	- 36 -
10. その他	- 37 -
(1) 日本版 S B I R 制度	- 37 -
(2) J-Startup プログラム	- 37 -
(3) 地域・高等専門学校	- 37 -
(4) 国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）	- 38 -
(5) 提案情報の管理	- 38 -
(6) 個人情報について	- 38 -
(7) 秘密の保持	- 39 -
(8) 情報公開について	- 39 -
(9) 交付にあたっての条件について	- 39 -
(10) 資金調達の留意点	- 39 -
(11) 株主変動の連絡について	- 39 -
(12) データマネジメントについて	- 39 -
(13) 「国民との科学・技術対話」への対応	- 40 -
(14) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて	- 40 -
(15) 申請実績・採択実績の利用	- 41 -
(16) NEDO 事業に関する業務改善アンケート	- 41 -
(17) 補助事業の事務処理について	- 41 -
(18) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応	- 41 -
(19) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	- 41 -
(20) 特許出願の非公開に関する制度の留意点	- 41 -
(21) NEDO 公式 SNS について	- 42 -
(22) スタートアップと共同研究開発又は委託研究開発をする場合に受けることのできる税額控除 の制度（研究開発税制 OI 型）について	- 42 -
(23) EBPM に関する取組への協力について	- 43 -
別紙 1 本事業の実施に関する留意事項	- 44 -
別紙 2 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）	- 48 -
別紙 3	- 49 -

「ディープテック・スタートアップ支援事業」及び「GX 分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業」に係る公募について

2026 年 7 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2023 年度から 2032 年度まで「ディープテック・スタートアップ支援事業（以下、「DTSU 事業」という。）」を経済産業省が策定した基本方針に基づいて実施します。また、NEDO は、2024 年度から 2032 年度まで「GX 分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業（以下、「GX 事業」という。）」を実施します。これらの補助事業について、研究開発を行う事業者を、民間企業等から以下の要領で募集します。

なお、政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、実績払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

ディープテック・スタートアップ支援事業

GX 分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業

2. 事業概要

(1) 背景

「スタートアップ育成 5 カ年計画」（令和 4 年 1 月 28 日新しい資本主義実現会議）において、社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会を実現する観点から、日本にスタートアップを産み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現する方針が示され、この実現に向けて、スタートアップへの投資額を 5 年後に 10 倍を超える規模とすることや、将来においてユニコーンを 100 社創出すること等の大きな目標が掲げられています。

スタートアップの中でもいわゆる「ディープテック・スタートアップ」は、技術が確立するまでに長期の研究開発と大規模な資金を要し、その事業化リスクが高いと言われています。しかしながら、国際社会が多様かつ困難な社会的課題に直面する中、ディープテック・スタートアップの有する革新的な技術はこうした課題の解決に繋がり得るものであるとともに、革新的な技術に裏打ちされた新たな企業・産業の創出により我が国経済の成長を実現するポテンシャルを秘めています。

このため、長期的視野をもって、これらのディープテック・スタートアップの事業化に向けた幅広い研究開発活動の支援をすることによって、ディープテック・スタートアップに対する民間からの投資の拡大を促しつつ、ディープテック・スタートアップの事業成長及びそれらが有する革新的な技術の確立・事業化・社会実装を加速させることが求められているところです。

また、「GX 実現に向けた基本方針～今後 10 年を見据えたロードマップ～」(令和 5 年 2 月閣議決定)や、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(令和 5 年 7 月閣議決定)において、上記の「スタートアップ育成 5 カ年計画」に掲げられた目標も踏まえ、GX 関連分野におけるスタートアップ企業の研究開発・社会実装支援等を抜本的に強化することが掲げられています。

日本は、GX 分野における社会実装段階で国際競争に劣後している状況であり、幅広い技術シーズの早期実装に向けては、市場動向を踏まえた機動的な研究開発体制・リスクマネーへのアクセス等の観点からスタートアップを活用することが重要である一方、GX 分野においては、技術シーズを元にスタートアップが生み出され、当該スタートアップが研究開発し、社会実装を実現するまでに需要面、資金調達面での大きな壁が存在します。

こうした課題を解消し、「技術で勝ってビジネスで負ける」ことの無いよう、スタートアップによる GX 関連技術の早期実装を強力に後押しするものです。

(参考)

「スタートアップ育成 5 か年計画」新しい資本主義実現会議

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/sdfyplan2022.pdf

「統合イノベーション戦略 2022」

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf

「GX 実現に向けた基本方針～今後 10 年を見据えたロードマップ～」

https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002_1.pdf

「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/pdf/gx_jikkou_kaigi1222.pdf

(2) 目的

「スタートアップ育成 5 カ年計画」に記載の大きな目標の実現に向けて、本事業を通じて、ディープテック分野のスタートアップに対する投資やユニコーンの創出を大きく促進させつつ、グローバル市場も視野に入れた、ディープテック・スタートアップの事業成長及びそれらが有する革新的な技術の確立・事業化・社会実装、それらに伴う新たな付加価値の創出を加速させることを目的とします。GX 事業については、これらとともに、事業を通じた CO₂ の排出削減と経済成長を同時に実現する GX の推進を図ることを目的とします。

(3) 事業内容および事業スキーム図

NEDO は当該目的に沿って、以下それぞれのフェーズにおいて、補助金の交付に向けて DTSU 事業もしくは GX 事業に応募する者（以下、「提案者」という。）を公募します。また、NEDO は提案者が提出した補助金交付に係る提案書（以下、「提案書」という。）や、当該提案書の内容を補完するために添付する必要書類（以下、「添付書類」という。）をもとに、外部有識者等による評価に基づく審査を行い、実施者を決定します。

なお、提案者は、1 回の提案受付に際しては、DTSU 事業もしくは GX 事業のいずれか一方にのみ、応募できることとします。加えて、同一提案者の DTSU 事業もしくは GX 事業の複数の同時受給はできません。後述する通り、両事業で、応募要件や対象とする技術分野等が異なりますため、自社のご提案に最も適合すると思われる事業・フェーズを選択し、ご応募ください。

DTSU 事業及び GX 事業は、実施方針にて定めている「実用化研究開発（前期）」、「実用化研究開発（後期）」、「量産化実証」の各項目に区分して実施することとします。具体的には、それぞれに該当するものとして、「STS フェーズ」、「PCA フェーズ」、「DMP フェーズ」という名称のフェーズを設定し、フェーズごとに補助額の上限や実施期間の上限、応募要件等を定めて実施することとします。また、DTSU 事業及び GX 事業は、補助金の交付先（以下、「実施者」という。）の事業性担保のため、伴走支援者と協調して支援する制度として実施します。具体的には、DTSU 事業においては、一部のフェーズにおいて、ベンチャーキャピタルやシードアクセラレータ、その

他業としてスタートアップへの投資機能を有する金融機関等の法人（以下「VC等」という。）やコーポレートベンチャーキャピタル（以下「CVC」という。）、その他営利を目的として経済活動をする会社（以下、「事業会社」という。）からの出資や新株予約権が付いた金融負債、金融機関からの融資を得ることを応募要件として求めます。また、GX事業においても、同様の出資等を得ている、あるいは得られる見込みであることを、当該出資の態様等を勘案して審査において評価いたします。

参考：各フェーズの名称

STS：Seed-stage Technology-based Startups

PCA：Product Commercialization Alliance

DMP：Demonstration development for Mass Production

[各フェーズの概要及び支援対象者]

DTSU事業、GX事業のいずれについても、各フェーズの概要及び支援対象者は下記のとおりです。3つのいずれのフェーズからの申請も可能ですが、1提案者につき最も自社の提案内容に適合するフェーズ1つにのみ応募することを認めます。

① STS フェーズ（実用化研究開発（前期））

事業に関する構想に基づいた基礎となる技術シーズを有し、研究開発やプロトタイプの作製を開始しており、かつ、想定市場におけるマーケティングを開始しているが、未だ具体的な製品やサービスが完全には実現出来ておらず、その研究や開発を通じて課題解決の仮説検証を行っている段階の企業。

本フェーズ終了時点で、製品やサービスが初期市場における想定顧客の課題を解決する事を目安とします。具体的には、要素技術の研究開発や試作品の開発等に加え、事業に向けた技術開発の方向性を決めるための事業化可能性調査の実施等を支援します。

② PCA フェーズ（実用化研究開発（後期））

製品やサービスの研究・開発が一定程度進展しており、その成果を元に更なる応用開発等を行いながら、適切な初期市場並びにそれに続く主要市場（メインストリーム）の選択とその対象者の課題解決、ビジネスモデル等の構築を通じた収益化を目指している段階の企業。

本フェーズ終了時点で、製品やサービスが初期市場並びにその先の主要市場（メインストリーム）における対象者の課題を解決し、継続的な収入確保に必要な要件を満たす事を目安とします。具体的には、試作品の開発や初期の生産技術開発等に加え、主要市場（メインストリーム）獲得に向けた事業化可能性調査の実施等を支援します。

③ DMP フェーズ（量産化実証）

製品やサービスの研究・開発が相当程度進展しており、その成果を元に更なる応用開発等を行いながら、適切な主要市場（メインストリーム）の選択とその対象者の課題解決、ビジネスモデル等の構築を通じた大きな収益化を目指している段階にあるが、そのために量産体制の構築または事業のスケール化に係る検証・実証を行う必要がある企業。

本フェーズ終了時点で、製品やサービスが主要市場（メインストリーム）における対象者の課題を解決し、商用生産の開始や継続的な収入を確保できる事業モデルの構築のために必要な要件を満たし、次の資金調達で実際の量産に入る事を目安とします。具体的には、パイロットプラント構築に係る量産技術に係る研究開発や、量産技術の確立・実証のために必要な生産設

備・検査設備等の設計・製作・購入・導入・運用等を通じ、商用化に至るために必要な実証等の実施を支援します。

(4) 事業に係る期間、補助金交付額上限等

① 事業全体の期間

DTSU 事業及び GX 事業は、2027 年度まで新規公募・採択を行うことを予定しており、採択された実施者に対しては、最長 6 年間、2032 年度まで支援を実施する予定です。なお、政府方針の変更等により、支援期間等は変更されることがあります。

② 個別事業の期間

DTSU 事業及び GX 事業ともに最長 6 年間（各フェーズ最長 4 年）の実施を可能としますが、いずれの事業においても、NEDO による交付決定は、提案者が下記の考え方に基づいて設定する事業期間（以下、「補助事業期間」という。）ごとに行います。

- ・補助事業期間は、提案者が、DTSU 事業及び GX 事業への応募に際して、補助事業を開始して以降、次に VC 等、CVC、事業会社から出資を得る（新たな資金調達）予定の時期までの期間を基準として、設定してください。なお、補助事業期間中に、当該事業における研究開発目標や事業期間に変更が生じうる事象により株価が変わる場合は、事前に DTSU 事務局までご相談いただくことを想定しています。
- ・補助事業期間は、同一フェーズ内で、1.5～2 年程度を目安とします。
- ・GX 事業については、上記のルール の範囲内で 2028 年度以降を含む補助事業期間を設定してご提案いただく場合、採択も当該補助事業期間について行いますが、政府予算の措置状況等を鑑み、交付決定を行う期間は 2027 年度末（2028 年 3 月 31 日）までとさせていただきます。政府予算が措置され次第、2028 年度以降の当該補助事業期間までの交付決定を行う予定です。
- ・補助事業期間の延長は、補助金の増額を伴う場合には後述するステージゲート審査によって実施することができます。また、補助金の増額を伴わない場合でも、個別の状況に応じてステージゲート審査を実施することがあります。

③ 各フェーズの補助事業期間、NEDO 負担率、補助金交付額上限

以下の表の通り定めます。

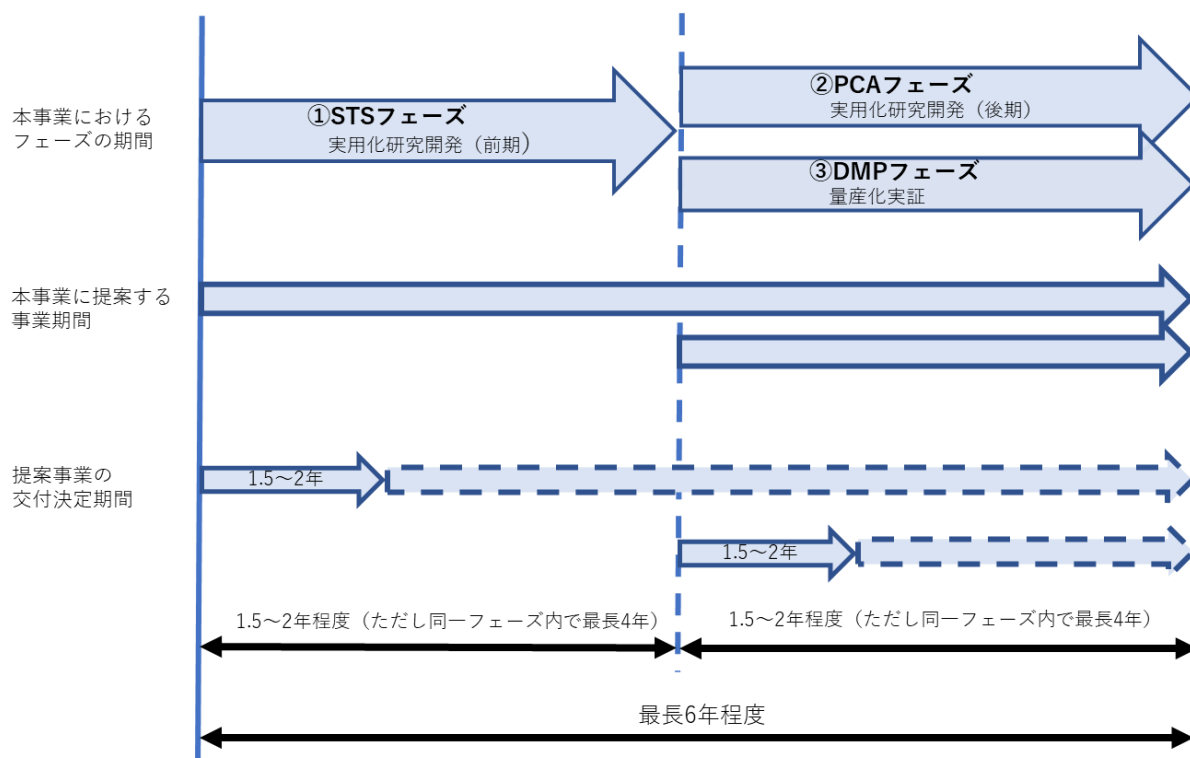
	補助事業期間	NEDO 負担率	補助金交付額上限
STS フェーズ	DTSU 事業及び GX 事業への応募に際して、補助事業を開始して以降、次に VC 等、CVC、事業会社から出資を得る（新たな資金調達）予定の時期までの期間を基準として設定 ※1.5～2 年程度を目安とする（ただし同一フェーズ内で最長 4 年）	補助対象費用の 2/3 以内	3 億円もしくは 5 億円 ※1
PCA フェーズ		補助対象費用の 2/3 以内	5 億円もしくは 10 億円 ※1
DMP フェーズ		補助対象費用の 2/3 以内 もしくは 1/2 以内 ※2	25 億円

なお、各フェーズをまたいで実施する場合は DTSU 事業、GX 事業とも最長 6 年間、最大補助

金交付額は 30 億円とする。

※1 3. (1) で定めている通り、事業化連携に係る連携先の関心表明書や海外技術実証に関する計画書を提出することができる場合、補助金交付額上限を、STS フェーズは 5 億円、PCA フェーズは 10 億円とする。

※2 DMP フェーズについて、DTSU 事業では、補助対象費用の 1/6 以上の金額の出資を、NEDO が定める所定の期間内に得ることを出資報告書／出資意向確認書の提出により示す場合、NEDO 負担率は 2/3 以内とする。それ以外の場合、NEDO 負担率は 1/2 以内とする。また、GX 事業では、NEDO 負担率は 2/3 以内とする。



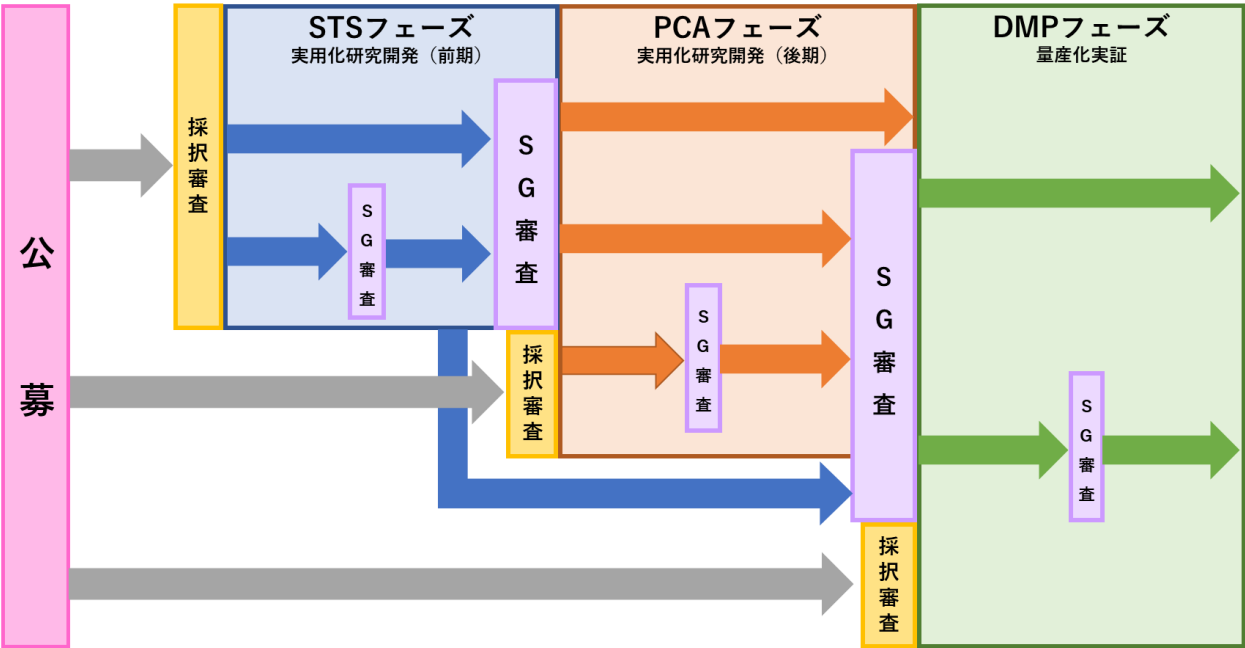
(5) ステージゲート審査

DTSU 事業及び GX 事業では、ステージゲート審査（資金調達のタイミングで行われる、外部有識者による事業継続・追加支援の可否に係る審査）を経ることによって、同一事業内で、申請・採択されたフェーズと同一のフェーズで継続して事業を実施することや、後段のフェーズへ移行して事業を実施することも可能とします。ただし、通算での事業実施期間は、6 年以内とします。また、補助金交付額は 30 億円以内とします。

以下の点にご留意ください。

- ・ステージゲート審査では、補助事業期間中に行う開発や事業化に関する目標の達成状況、補助事業の継続・期間の延長後の開発や事業化に関する目標、補助事業終了後の事業計画・資金調達計画等について審査を行うことになります。
- ・実施者は、補助事業の継続・期間の延長を行う場合には、補助事業期間終了前にステージゲート審査を受ける必要があります。当該ステージゲート審査において、「事業継続可」との判断が決定すれば、補助事業の継続・期間の延長等が可能となります。なお、研究開発の途中段階であっても、ステージゲート審査の結果により、実施内容の見直しや、本事業による研究開発への支援を中止する場合があります。

- また、ステージゲート審査を経て、補助事業の継続・期間の延長を行う際にも、延長後のフェーズにおける応募要件に適合しているか確認を行うため、新たな出資または融資を得るなど、補助事業期間終了前後に資金調達ラウンドを組成する準備を行う必要がある場合がありますのでご注意ください。
- 仮に DTSU 事業で STS フェーズの支援を受け、DTSU 事業でのステージゲート審査を受けずに、当該 STS フェーズの支援の成果を活用して、GX 事業に新規応募する場合、基本的には、DTSU 事業での支援期間・支援額を含めた通算で事業期間・累積補助額のカウントをすることとします。逆の場合（GX 事業の支援を受け、GX 事業のステージゲート審査を受けずに、DTSU 事業に新規応募する場合）も同様です。
- なお、本制度では、外部有識者等による補助事業の進捗状況等に係るモニタリングを、事業期間中に 1 年に 1 回程度実施します。



（6）事業への応募に必要な出資・融資

①DTSU 事業の場合

DTSU 事業では、STS フェーズ・PCA フェーズにおいて、NEDO が定める所定の期間（※3）内に、補助対象費用の 1/3 以上の金額を、VC 等や CVC、事業会社からの出資（※4）、新株予約権が付いた金融負債（※5）または金融機関からの融資（※5）で得ることが求められます。これらの出資または融資の金額は、1 社以上の VC 等や CVC、事業会社、金融機関からの合算で算出します。本項でいう出資は、特定かつ単一の資金調達ラウンド（※6）で実施されるものであることとします。また、株式投資型クラウドファンディング、エンジェルからの出資は対象外とします。具体的な出資者・融資者やその態様等は、各フェーズにおいて、下記の通り定めます。

STS フェーズ	● 所定の期間内に実行される、VC 等、CVC、事業会社からの出資のみを加算することができるが、当該出資には必ず VC 等または CVC からの出資が含まれていること。
----------	--

	● このうち、最大の金額や株式持分比率で出資を行う者は、VC 等、CVC のいずれかとする。
PCA フェーズ	● 所定の期間内に実行される、VC 等、CVC、事業会社からの出資または新株予約権が付いた金融負債、金融機関からの融資のいずれも加算することができる。ただし、融資のみによる応募は不可とする。 ● このうち、最大の金額や株式持分比率で出資を行う者は、VC 等、CVC、事業会社のいずれも可とする。融資を含む場合も、最大の金額で出資または融資を行う者は VC 等、CVC、事業会社、金融機関のいずれも可とする。なお、このうち出資については、当該出資の態様等を勘案して審査において評価されることに留意。 ● VC 等または CVC が株主構成に含まれていること、もしくは DTSU 事業への応募に際し出資報告書あるいは出資意向確認書に記載された出資が実行されることに伴い採択決定日以降の NEDO が指定する日までに VC 等または CVC が株主構成に加わることをとする。
DMP フェーズ	● 所定の期間内での一定額以上の出資・融資があることを応募要件とはしない。 ● 所定の期間と同一の期間内に VC 等や CVC、事業会社からの出資が行われる場合、当該出資の態様等を勘案して審査において評価する。 ● VC 等または CVC が株主構成に含まれていること、もしくは DTSU 事業への応募に際し出資報告書あるいは出資意向確認書に記載された出資が実行されることに伴い採択決定日以降の NEDO が指定する日までに VC 等または CVC が株主構成に加わることをとする。 ● 既存株主以外からパートナーVC を設定する場合や、「3. 応募要件」の「(1) 提案者となる補助対象事業者」において掲げる「(1) - 1 各フェーズ共通の要件」のうち x. の設立年数要件の例外として要件を充足しようとする場合には、出資の所定の期間と同一の期間内での出資が必要。

※3 「所定の期間」とは、提案締切日の 6 ヶ月前から採択決定日以降の NEDO が指定する日までを基準として、NEDO が提案書類の提出期限ごとに「DTSU 事業・GX 事業 公募に係る日程一覧」の通り定める期間のことを指します。「DTSU 事業・GX 事業 公募に係る日程一覧」は、DTSU 事業及び GX 事業の公募に係る NEDO のホームページに掲載されていますので必ずご参照ください。

※4 出資には、株式による出資の他、株式に転換可能な新株予約権やコンバーティブルエクイティを含む。

※5 融資には、金融機関による融資の他、新株予約権が付いた金融負債である、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権付社債、新株予約権付融資、コンバーティブルボンド、コンバーティブルノート、コンバーティブルデット、資本金劣後ローン等を含む。

※6 「資金調達ラウンド」とは、提案者が、VC 等、CVC、事業会社から、特定の目的のために出資を募ってから、当該出資の募集を終了するまでの期間を指します。当該期間においては、出資によって発行される株式の株価は同一であることを想定しています。

②GX 事業の場合

GX 事業では、所定の期間内での一定額以上の出資・融資があることを応募要件とはしません

が、出資の所定の期間と同一の期間内に VC 等や CVC、事業会社からの出資が行われる場合、当該出資の態様等を勘案して審査において評価します。また、いずれのフェーズにおいても、採択決定日以降の NEDO が指定する日までに VC 等または CVC が株主構成に加わっていることが必要となるため、VC 等または CVC が応募時点において株主構成に加わっていない場合は提案時点で出資意向確認書を付して提案することが必要となります。加えて、次項に定める通り既に提案者の株主となっている者以外からパートナーVC を設定する場合や、「3. 応募要件」の「(1) 提案者となる補助対象事業者」において掲げる「(1) - 1 各フェーズ共通の要件」のうち x. の設立年数要件の例外として要件を充足しようとする場合には、出資の所定の期間と同一の期間内での出資が必要となります。これらの点は、「6. 応募に関する注意」の「(1) 出資または融資、株主構成等に関する注意事項」のうち、「③DTSU 事業の DMP フェーズや GX 事業への提案者」において記載していますので、併せてご確認ください。

(7) パートナーVC

DTSU 事業及び GX 事業においては、上記 2. (6) で言及した VC 等または CVC のうち、提案者の事業を、第三者的立場から、経営・財務・資本政策等の能力と知見、各種ネットワークを活かして事業化を推し進める活動（以下、「ハンズオン支援」という。）を行う者を「パートナーVC」として指定することがあります。

DTSU 事業、GX 事業のいずれにおいても、以下の通り定めます。

- 提案者が応募する際にパートナーVC となることを申請することができる者（以下、「パートナーVC 候補」という。）は、所定の期間内に投資を行う VC 等または CVC であって、今回の申請に際して最大の金額や株式持分比率で投資を行う者、または、過去の出資分を含めて VC 等や CVC の中で最大株主持株比率になる者のいずれかとします。
- ただし、既に提案者の株主となっている者や上記の所定の期間内に投資を行う者のうち、最も主体的にハンズオン支援を行うことを計画している VC 等または CVC については、今回の申請に際しての出資額や株式持分比率の多寡を問わず、パートナーVC 候補となることができます。
- なお、DTSU 事業の DMP フェーズや GX 事業においては、応募に際して 2. (6) に定める出資等を要しませんが、既に提案者の株主となっている者以外からパートナーVC 候補を立てて申請する場合は、出資の所定の期間内に、当該パートナーVC 候補からの出資があることが必要となりますのでご注意ください。

いずれの場合にも、パートナーVC 候補は、提案者が作成する提案書類に含まれる「ハンズオン計画書」及び「VC 等、CVC 情報項目ファイル」の作成・提出が求められます。なお、採択結果の公表時に、パートナーVC の社名は、実施者の社名とともに NEDO ホームページで公表します。

① パートナーVC の要件

- i. 業としてスタートアップへの投資機能を有し、ディープテック・スタートアップの事業化支援機能を有する法人等（VC 等、CVC）であること。
- ii. 所定の期間内に投資を行う VC 等、CVC であって、最大の金額や株式持分比率で投資を行う者、または、過去の出資分を含めて VC 等や CVC の中で最大株主持株比率になる者であること。ただし、既に提案者の株主となっている者や上記の所定の期間内に投資を行う者のうち、最も主体的にハンズオン支援を行うことを計画している VC 等または CVC については、今回の申請に際しての出資額や株式持分比率の多寡を問わず本要件を充足することができる。また、対象補助期間において実施者に対し事業目的に沿ったハンズオン支援を行う能力を

有すること。また、望ましくは、提案者が DTSU 事業及び GX 事業に応募する時点での資金調達ラウンドの次の資金調達ラウンドが成立するための資金調達活動の支援を行う能力を有すること。

- iii. 補助事業期間中にハンズオンできる体制を構築・維持することとし、提案者の採択にあたっては、「パートナーVC」として、実施者とともに NEDO ホームページ上で社名が公表されることに同意すること。
- iv. 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- v. 倫理綱領に同意すること。

② パートナーVC の役割

- 対象補助期間において、事業目的に沿ったハンズオン支援を主体的に行うこと。
- 望ましくは、次の資金調達ラウンドが成立するための資金調達活動を主導すること。
- NEDO の求めに応じ、上記活動の状況を報告すること。
- NEDO 及び経済産業省からのアンケート、ヒアリングに協力頂くこと。

③ 各フェーズでのパートナーVC の位置づけ

下記のとおり定めます。

STS フェーズ	● DTSU 事業においては、補助事業開始時にパートナーVC がいることを必須とする（DTSU 事業への応募時に、パートナーVC 候補からの申請があることを必須とする） ● GX 事業においては、補助事業開始時にパートナーVC がいることは任意とする（GX 事業への応募時に、パートナーVC 候補からの申請があることは任意とする）
PCA フェーズ DMP フェーズ	● 補助事業開始時にパートナーVC がいることは任意とする（DTSU 事業及び GX 事業への応募時に、パートナーVC 候補からの申請があることは任意とする）

（８）事業規模

DTSU 事業：2026 年度 約 180 億円

GX 事業：2026 年度 約 650 億円の内数（2025 年度予算の繰り越し分を含む）

予算の範囲内で採択します。なお、補助金は審査の結果及び国の予算の変更等により、提案額から減額して交付することがあります。

（９）交付規程について

DTSU 事業及び GX 事業は NEDO が別途定める「ディープテック・スタートアップ支援事業費補助金交付規程」（以下、「交付規程」という。）に沿って実施します。本公募要領と合わせて NEDO ホームページよりご確認ください。

３．応募要件

（１）提案者となる補助対象事業者

以下の「（１）－１ 各フェーズ共通の要件」及び応募するフェーズにおける「（１）－２ 各フェーズの要件」を、応募する事業ごとに、応募時点から補助事業終了時点まで、全て満たしている必要があります。また、ステージゲート審査にあたっては、「（１）－３ ステージゲート審査における要件」について、ステージゲート審査への応募時点から補助事業終了時点まで、全て

満たす必要があります。

(1) - 1 各フェーズ共通の要件

以下の各要件について、DTSU 事業では i. から xvi. を、GX 事業では i. から xvii. を、応募時点から補助事業終了時点まで満たしていること。

- i. 日本に登録されている民間企業であって、大学・研究機関・企業等から生まれた技術シーズを元に社会課題解決や経済成長の実現にも資する研究開発を行っており、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。また、未上場の事業者であること。ただし、「①STS フェーズ（実用化研究開発（前期）」のみ、この公募の採択決定日から 1 ヶ月以内に補助対象事業者として日本国内の法人格を有することを条件として、法人を設立準備中の者からの応募を可能とする。
- ii. 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- iii. 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iv. 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- v. 当該補助事業者が遂行する補助事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- vi. 補助対象事業終了後の事業化を達成するために必要な能力を有すること。
- vii. 中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす中小企業に該当する法人であってかつ、みなし大企業（※7）に該当せず、直近過去 3 年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えないもの。

主たる事業として 営んでいる業種 （「日本標準産業分類」の規 定に基づく）	資本金基準 （資本の額又は出資の総額）	従業員基準 （常時使用する従業員の数（※ 8））
製造業、建設業、運輸業及び その他の業種（下記以外）	3 億円以下	3 0 0 人以下
ゴム製品製造業（自動 車又は航空機用タイヤ 及びチューブ製造業並 びに工業用ベルト製造 業を除く。）	3 億円以下	9 0 0 人以下
小売業	5 千万円以下	5 0 人以下
サービス業（下記 3 業種を除 く）	5 千万円以下	1 0 0 人以下
ソフトウェア業又は情 報処理サービス業	3 億円以下	3 0 0 人以下
旅館業	5 千万円以下	2 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下

※7 本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
 - ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業
- なお、本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に定める大学・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合（又は諸外国における同等のもの）

※8「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

viii. 大企業の持分法適用会社ではないこと。

- ix. 事業会社や資金調達のための関連法人、経営者の資産保有型会社又は資産運用型会社等からの出資がある場合、当該法人による持株比率が50%未満かつ非連結対象であること。なお、事業会社の出資による取得株式には、事業会社の投資事業有限責任組合員としての所有に属する分を含む。ただし、提案者と経営の一体性があるとみられる法人からの出資により本項に抵触する場合等には、提案書類中、「応募に係る要件確認に対する説明書」及び「添付書類（会社定款、取締役名簿、株主名簿等）」を提出すること。この場合、NEDOは、提案者との経営の一体性の有無を勘案し、本要件の充足可否を判断する。

※ここでいう「経営の一体性」とは、提案者が行う意思決定が当該法人が行う意思決定と同様のものとみなすことができる株主構成となっており、かつ、提案者と当該法人の役員構成が一定程度同一とみられることを指します。また、本要件におけるただし書きは、海外における資金調達を行うため等、多様な企業形態を考慮して設定したものです。そのため、「応募に係る要件確認に対する説明書」において、当該法人の業態や50%以上の提案者の株式を保有している理由等をご記載いただき、審査における参考情報とします。

- x. DTSU 事業及び GX 事業への応募時点で、原則として、設立から一定年数以内（STS フェーズ・PCA フェーズの場合10年、DMP フェーズの場合15年）の企業であること。ただし、各事業において、以下に該当する場合はその限りでない。
- DTSU 事業の STS フェーズや PCA フェーズにおいては、初めて VC 等からの資金調達を行ってから5年以内であることもしくは、応募に際し必要となる出資または融資のうち、1/2以上が VC 等からの出資であること。
 - DTSU 事業の DMP フェーズや GX 事業においては、初めて VC 等からの資金調達を行ってから、STS フェーズ・PCA フェーズは5年以内、DMP フェーズは10年以内であることもしくは、所定の期間内に、補助対象費用の1/6以上の金額の出資を VC 等から受けている、あるいは受ける予定であること。
- xi. 提案時点における直近の財表等により、売上高研究開発費割合が5%以上の企業であることが確認できること。
- xii. 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- xiii. 技術研究組合ではないこと。
- xiv. 当該補助事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査に御協力いただくこと。詳細については「[追跡調査・評価の概要](#)」をご覧ください。
- xv. 補助事業の事務処理については、NEDO が提示する「[課題設定型産業技術開発費補助事業事務処理マニュアル](#)」に基づき実施すること。
- xvi. 別途 NEDO が実施している、「ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）」を

実施中の者は、本事業の採択決定日から1ヶ月以内に当該実施中の事業を終了すること。

- xvii. 補助事業の実施を通じ、「GX リーグ参画企業に求める取組¹」と同様の GX に係る取組を実施することを想定し、現在実施している内容及び交付決定した場合において実施する内容を追加資料 11 の「GX に係る取組申告書」に記載し、これを提出すること。また、「GX に係る取組申告書」には、補助事業の実施を通じて実施する予定の CO₂ 排出削減のための取組を記載すること（補助事業で実施した研究開発及びその成果の事業化を通じた CO₂ の排出削減効果を定量的に推計・算定し、推計・算定した当該効果を含めること。また、推計・算定する際に用いた根拠や考え方、マイルストーンと、補助事業期間中の研究開発やその成果の事業化の項目との関係性も具体的に記すこと。）。なお、当該取組が国内の排出削減に効果がない提案であれば対象外となること（（3）補助対象事業④※10 参照）や、当該記載内容が採択審査の対象となることに留意されたい。

ただし、J-Startup、J-Startup local、J-Startup Impact に認定されている企業であり、財務状況等により親会社からの資金支援を受けることのできない者の場合、上記の要件のうち、vii. に掲げるみなし大企業や、viii. に掲げる大企業の持分法適用会社、ix. に掲げる出資の態様に該当する場合であっても、DTSU 事業及び GX 事業に応募することを可能とする。

また、GX 事業においては、viii. に掲げる大企業の持分法適用会社に該当する場合であっても、GX リーグに参加する出資元企業から事業展開上の一定の協力を得られる見込みがあり、事業支援計画書が提出される場合は応募可能とする。

（1）－2 各フェーズの要件

（1）－2－1 提案者の要件

①STS フェーズ（実用化研究開発（前期））の要件

DTSU 事業については、以下の i. 及び ii. を満たすこと。

- i. 所定の期間内に VC 等、CVC、事業会社から提案書に記載した補助事業期間中に要する補助対象費用の 1/3 以上の金額の出資を受けている、又は今後出資が予定されている未上場の事業者であること。
 - 複数社による協調出資も可能とするが、当該出資には必ず VC 等または CVC からの出資が含まれており、かつ、最大の金額や株式持分比率で出資を行う者は、VC 等または CVC であることとする。
 - なお、株式投資型クラウドファンディング、エンジェルからの出資は対象外とする。
- ii. 3 億円を超える補助上限で応募する提案者においては、以下のいずれかまたは双方を提出すること。
 - ・事業化連携（共同研究、調達、販路開拓）に係る連携先の関心表明書。
 - ・海外技術実証に関する計画書（目的、内容、実施場所、金額規模、スケジュール、パートナー、準備状況、実証後の展開等を記載したもの）。

GX 事業については、以下の i. 及び ii. を満たすこと。

- i. 採択決定日以降の NEDO が指定する日までに VC 等または CVC、これらに類する者が株主構成に加わっていること。
- ii. 3 億円を超える補助上限で応募する提案者においては、以下のいずれかまたは双方を提出す

¹ GX リーグの HP (<https://gx-league.go.jp/>) を参照のこと。

ること。

- ・事業化連携（共同研究、調達、販路開拓）に係る連携先の関心表明書。
- ・海外技術実証に関する計画書（目的、内容、実施場所、金額規模、スケジュール、パートナー、準備状況、実証後の展開等を記載したもの）。

②PCA フェーズ（実用化研究開発（後期））の要件

DTSU 事業については、以下の i. から iii. を満たすこと。

- 所定の期間内に VC 等、CVC、事業会社または金融機関から提案書に記載した補助事業期間中に要する補助対象費用の 1/3 以上の金額の出資もしくは融資を受けている、又は今後出資もしくは融資が予定されている未上場の事業者であること。
 - 複数社による協調出資／融資も可能とするが、融資のみでの提案は認めない。
 - 株式投資型クラウドファンディング、エンジェルからの出資は対象外とする。
 - 本フェーズにおいては、STS フェーズ（実用化研究開発（前期））とは異なり、応募時点での提案者の資金調達ラウンドで最大の金額や株式持分比率で出資を行う者が VC 等または CVC であることは求めない。また、STS フェーズ（実用化研究開発（前期））から継続して本フェーズでの事業を実施するためにステージゲート審査に応募する際も、STS フェーズ（実用化研究開発（前期））におけるパートナーVC からの出資があることを求めない。
- 5 億円を超える補助上限で応募する提案者においては、以下のいずれかまたは双方を提出すること。
 - ・事業化連携（共同研究、調達、販路開拓）に係る連携先の関心表明書。
 - ・海外技術実証に関する計画書（目的、内容、実施場所、金額規模、スケジュール、パートナー、準備状況、実証後の展開等を記載したもの）。
- VC 等または CVC が株主構成に含まれていること、もしくは DTSU 事業への応募に際し出資報告書あるいは出資意向確認書に記載された出資が実行されることに伴い所定の期間内に VC 等または CVC が株主構成に加わること。

GX 事業については、以下の i. 及び ii. を満たすこと。

- 採択決定日以降の NEDO が指定する日までに VC 等または CVC、これらに類する者が株主構成に加わっていること。
- 5 億円を超える補助上限で応募する提案者においては、以下のいずれかまたは双方を提出すること。
 - ・事業化連携（共同研究、調達、販路開拓）に係る連携先の関心表明書。
 - ・海外技術実証に関する計画書（目的、内容、実施場所、金額規模、スケジュール、パートナー、準備状況、実証後の展開等を記載したもの）。

③DMP フェーズ（量産化実証）の要件

DTSU 事業については、以下の i. 及び ii. を満たすこと。

- 採択決定日以降の NEDO が指定する日までに VC 等または CVC が株主構成に加わっていること。
- 事業化に向けて、連携先との間で取り交わした量産化実証、共同研究、調達、販路開拓等に関する覚書等を提出すること。当該覚書等には量産化実証の目的、内容、実施場所、金額規模、スケジュール、準備状況、実証後の展開等が記載されていること。

GX 事業については、以下の i. 及び ii. を満たすこと。

- i. 採択決定日以降の NEDO が指定する日までに VC 等または CVC、これらに類する者が株主構成に加わっていること。
- ii. 事業化に向けて、連携先との間で取り交わした量産化実証、共同研究、調達、販路開拓等に関する覚書等を提出すること。当該覚書等には量産化実証の目的、内容、実施場所、金額規模、スケジュール、準備状況、実証後の展開等が記載されていること。

(1) - 2 - 2 パートナーVC の要件 (2. (7) ①の再掲)

- i. 業としてスタートアップへの投資機能を有し、ディープテック・スタートアップの事業化支援機能を有する法人等 (VC 等、CVC) であること。
- ii. 所定の期間内に出資を行う VC 等、CVC であって、最大の金額や株式持分比率で出資を行う者、または、過去の出資分を含めて VC 等や CVC の中で最大株主持株比率になる者であること。ただし、既に提案者の株主となっている者や上記の所定の期間内にし出資を行う者のうち、最も主体的にハンズオン支援を行うことを計画している VC 等または CVC については、今回の申請に際しての出資額や株式持分比率の多寡を問わず本要件を充足することができる。また、対象補助期間において実施者に対し事業目的に沿ったハンズオン支援を行う能力を有すること。また、望ましくは、提案者が DTSU 事業及び GX 事業に応募する時点での資金調達ラウンドの次の資金調達ラウンドが成立するための資金調達活動の支援を行う能力を有すること。
- iii. 補助事業期間中にハンズオンできる体制を構築・維持することとし、提案者の採択にあたっては、「パートナーVC」として、実施者とともに NEDO ホームページ上で社名が公表されることに同意すること。
- iv. 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- v. 倫理綱領に同意すること。

(1) - 3 ステージゲート審査における要件

- i. ステージゲート審査を経て、次に事業を実施することとなる事業・フェーズの応募要件を全て満たしていること。
- ii. ステージゲート審査前に外部有識者による事業に対する助言を受けること。

(2) 補助対象費用

補助の対象となる費用は、本公募要領の『[8. 補助事業の詳細 \(1\) 補助対象費用](#)』及び交付規程第 6 条第 1 項に示すとおりです。

(3) 補助対象事業

DTSU 事業では、いずれのフェーズにおいても、次の①～③の要件を満たす事業を、補助の対象といたします。GX 事業では、いずれのフェーズにおいても、次の①～④の要件を満たす事業を、補助の対象といたします。

- ① 第 1 回日本成長戦略会議 (2025 年 11 月 10 日) において提示された 17 の戦略分野に該当し、経済産業省所管の鉱工業技術 (ただし、原子力技術に係るものは除く。) に関わる技術開発の提案であること。
- ② 具体的技術シーズがあつて、技術開発要素があることが想定されること。なお、スマートフォ

ンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、技術開発要素が少ないものや、既存製品（購入品）を利用しただけのものについては対象外とする。

③ 競争力強化のためのイノベーションを創出するものであること。

なお、実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、提案可能です。また、医薬品及び再生医療等製品に係る開発は原則として対象外とします。ただし、医薬品開発を加速する支援技術の開発や、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鉱工業技術に係る複合技術の開発は補助対象とします。

④ 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を踏まえて、CO₂の排出削減に向けた野心的な目標を掲げるなど世界規模でのカーボンニュートラルの実現及び日本の産業競争力の強化のためのイノベーションを創出するものを対象とし、そのうち、太陽光・風力・水素等の非化石エネルギーの開発及び利用の促進、次世代のリチウムイオン電池、非化石由来の原料に転換する革新素材、その他省エネルギー実現に資する半導体・革新素材・AIの開発等のエネルギー利用の高度化の促進、又は事業所等から排出されるCO₂の排出の抑制に係る事業であること（※9）。また、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略にある「国による投資促進策の基本原則」に則したものであること（※10）。

※9 事業所等から排出されるCO₂の排出の抑制に係る事業については、エネルギー起源のCO₂排出削減に繋がる技術の開発が対象となります。大気中のCO₂を直接に回収する技術に係る研究開発事業については、回収したCO₂の分離や利用等に係る研究開発を含む等、総体として、非化石エネルギーの開発・利用の促進、エネルギー利用の高度化、エネルギー起源CO₂の排出抑制に資すると考えられる場合には、対象となり得ます。

※10 当該原則に記載の通り、国内の人的・物的投資拡大につながるものが支援対象であり、海外に閉じる設備投資など国内での排出削減に効かない事業は対象外となる点にご留意ください。

（４）補助対象範囲

提案者が提案書に記載した研究開発・実証等の実施内容のうち、NEDOが交付決定を行うものが、DTSU事業及びGX事業における補助対象となります。したがって、補助事業期間内の内容に限られることと、交付に当たっての条件を満たす範囲となることにご留意ください。

4. 応募の手続き等

補助金の交付を希望する提案者は、下記に掲げる様式等に基づき、提案書及び添付書類（以下、「提出書類」という。）一式をNEDOにご提出ください。

（１）提出書類の様式の入手

DTSU事業及びGX事業への応募に必要な提出書類の様式は、NEDOホームページの本公募ページからダウンロードすることができます。提案書は、「提案書作成にあたって（様式）」という書類を元にご作成ください。なお、NEDOホームページの本公募ページには、提出書類の様式も含め、下記の資料を掲載しておりますので、必ずご一読ください。

◎公募要領【PDF】

◎公募要領別添（ピアレビューシステムキーワード一覧表）【PDF】

◎提案書作成にあたって（様式）【MS-Word】

◎別紙1【MS-Excel】

◎情報項目_提案書様式_別紙2【MS-Excel】

◎情報項目_提案書様式_別紙3【MS-Power Point】

◎財務状況確認シート（手元資金集計表・資金繰り表を含む）【MS-Excel】

※「3. 応募要件」の「(1) 提案者となる補助対象事業者」に掲げた応募要件のうち、「(1) - 1 各フェーズ共通の要件」のix.について、ただし書きに該当する場合においては、提案者のみならず、提案者と経営の一体性があるとみられる法人も本資料を提出すること。

◎交付規程【PDF】

◎交付様式【MS-Word】

◎基本計画【PDF】

◎GXに係る取組申告書【MS-Word】

(2) 必要となる提出書類の確認・作成について

「提案書作成にあたって」のチェックリストで、必要となる提出書類を確認し、作成して提出してください。

(3) 提出書類準備にあたっての留意事項

上記(2)に示す提出書類のうち、次に掲げる書類については、それぞれの留意事項をよくご確認の上、ご準備ください。

① 出資等に関する報告書

本書類は、DTSU 事業において応募要件としている出資または融資が実行されたことを NEDO に報告するもので、提案者が作成し、所定の期間内に、NEDO に提出してください。

② 事業化連携（共同研究、調達、販路開拓）に係る連携先の関心表明書

本書類は、提案者と共同研究、調達、販路開拓等の事業化において連携を行う事業会社等が作成して、提案者に対して発行してください。提案者は、提出書類の提出期限までに、NEDO に提出してください。なお、ここで言う「事業会社等」には、大学・学術機関は含みません。

本書類の提出により、STS フェーズ（実用化研究開発（前期））の補助対象上限を 5 億円、PCA フェーズ（実用化研究開発（後期））の補助対象上限を 10 億円まで引き上げる事が出来ます。また、STS フェーズ（実用化研究開発（前期））、PCA フェーズ（実用化研究開発（後期））、DMP フェーズ（量産化実証）のいずれの応募区分においても、審査において考慮される場合があります。

③ 海外技術実証に関する計画書

本書類は、提案者が実施する予定の海外技術実証について、目的、内容、実施場所、金額規模、スケジュール、パートナー、準備状況、実証後の展開等を記載して作成してください。提案者は、提出書類の提出期限までに、NEDO に提出してください。

本書類の提出により、STS フェーズ（実用化研究開発（前期））の補助対象上限を 5 億円、PCA フェーズ（実用化研究開発（後期））の補助対象上限を 10 億円まで引き上げる事が出来ます。また、STS フェーズ（実用化研究開発（前期））、PCA フェーズ（実用化研究開発（後期））、DMP フェーズ（量産化実証）のいずれの応募区分においても、審査において考慮される場合があります。

④ ハンズオン計画書／事業支援計画書

本書類は、提案者に対して支援を行う者が作成して、提案者に対して発行してください。提案者は、提出書類の提出期限までに、NEDO に提出してください。なお、ここで言う「提案者に対して支援を行う者」は、以下の者のいずれかを想定しており、このうち提案者の行う事業への今後の貢献度が最も高いと思われる 1 者を、提案者が選んでください。なお、パートナーVC 候補は必ず提出してください。

- ・パートナーVC 候補
- ・提案者が DTSU 事業に応募するために必要な出資または融資を行う者
- ・事業化連携に係る連携先・海外技術実証に関するパートナー

(4) その他の留意事項

■技術流出防止措置の対応

本事業の実施にあたり、NEDO 負担額が年間 10 億円以上となる事業者（実施期間中に内容の変更等により、NEDO 負担額が年間 10 億円以上となる事業者も対象）は、情報管理体制整備の一環として、コア重要技術等（※）を特定いただくとともに、当該コア重要技術等の流出を防止するために以下の（ア）～（ウ）の技術流出防止措置を講じていただきます。

対象となる事業者は、採択決定後、技術流出防止措置の取組状況について NEDO の求めに応じて確認票を用いて報告いただきます。取組状況が不十分な場合は、是正依頼を行う場合があります。是正依頼に対して従わない場合は、交付取消に相当する措置に講じる場合があります。

（ア）コア重要技術等へのアクセス管理

コア重要技術等にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備すること。

（イ）コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理

（ア）に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア重要技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア重要技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業禁止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

（ウ）取引先（共同研究パートナー等のサードパーティを含む。以下同じ。）における管理

NEDO の支援を受けて研究開発を実施する者ではなく、取引先がコア重要技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア重要技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、（ア）及び（イ）に相当する内容の措置を講じることが求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア重要技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）及び下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）の諸規定に十分配慮すること。

（※）「コア重要技術等」の定義

コア重要技術とは、当該研究開発の成果及びその活用の際に必要な技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術（ソフトウェアを含む。いずれも公然と知られていないものに限る）を指し、「コア重要技術等」とは、コア重要技術及びコア重要技術の実現に直接寄与す

る技術のうち非公知のものを指します。

5. 提出期限及び提出先

本公募要領に従い、応募に必要な提案書及びすべての添付書類を、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

(1) 提出期間

「DTSU 事業・GX 事業 公募に係る日程一覧」に定める提出期間

期限までに申請を完了できなかった提出書類は、いかなる理由であろうとも、所定の回での審査プロセスには乗らず、次回以降の審査を希望する場合は、再度所定の公募期間に提案書を提出ください。また、提出書類に不備等がある場合は審査対象となりません。提出書類の不備等が残ったまま審査対象となり、不備等が原因で審査上の不利益の発生、更に不採択の選考結果となった場合、NEDO は責任を負いかねますので、「提案書作成にあたって」を熟読の上、注意して記入ください（提案書のフォーマットは変更しないでください。）。

(2) 提出先

以下の J グランツの本公募に係るページから申請ください。

DTSU 事業：<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDaMfMAL?wfid=a0XJ20000077HxsMAE>

GX 事業：<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDaMaMAL?wfid=a0XJ20000077HxnMAE>

(3) 提出方法

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】[NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について](#)

提出された提案書を受理した際には連絡先担当者宛に提案受理番号をメールで送付いたします。

(4) 公募に関する問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スタートアップ支援部 DTSU チーム DTSU 事務局

E-mail : dtsu*nedo.go.jp

E-mailは上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

(5) 公募説明会

本事業の内容、提案等に当たっての手続き等について、公募説明会を行う予定です。応募資格として出席を義務付けるものではありませんが、可能な限り、ご参加ください。

日程等は、本事業のホームページに掲載されます。ご確認の上、参加申込を行ってください。

6. 応募に関する注意

(1) 出資または融資、株主構成等に関する注意事項

DTSU 事業の STS フェーズ及び PCA フェーズでは、交付決定を行うに際し、3.(1)「(1)－2 各フェーズの要件」に記載されている出資または融資を受ける必要があります。応募に際しては、VC 等、CVC、事業会社、金融機関から、出資報告書や融資報告書、又は出資意向確認書や融資意向確認書を受領し、提案書類の一部として提出期間内に提出する必要があります。これらの詳細を、下記①及び②に示しています。

また、DTSU 事業の DMP フェーズや GX 事業では、採択決定日以降の NEDO が指定する日までに VC 等または CVC、これらに類する者が株主構成に加わっていることとしています。当該要件の充足等に際し、出資意向確認書の提出を要する場合があります。詳細を下記③に示しています。

なお、これらの書類の発行は、VC 等、CVC、事業会社、金融機関の意思によるものであり、NEDO は、VC 等、CVC、事業会社、金融機関の意思決定には一切関与しませんのでご注意願います。

①DTSU 事業の STS フェーズ及び PCA フェーズへの応募までにすべての出資または融資を受けた提案者

応募時点で、提案書記載の補助対象費用の 1/3 以上の額について、VC 等、CVC、事業会社、金融機関からの出資または融資の実行（提案者への入金まで）を完了している提案者は、

- (1) 出資等に関する報告書（様式第 2 2）；VC 等からの出資が実行されたことを証明するもの
- (2) VC 等、CVC、事業会社、金融機関との投資契約書または融資契約書（あるいはそれに類する書類）の写し

ただし、投資契約書/融資契約書の資金使途が本提案事業と整合（もしくは包含）している必要があります。

- (3) 入金の確証（通帳の写し等）

提案書に添付して提出してください。※出資または融資の実行日は着金日、金額は日本円による着金額とします。

提案書受理後、NEDO が外部有識者による評価を経て総合的に判断し、補助予定先の採択決定及び通知を行います（採択に当たっては、個別に条件を付す場合があります）。

その後、特に条件等の問題がなければ所定の文書手続きを経て、概ね数週間以内に別途交付決定を通知いたします。補助事業は、交付決定通知書に記載する事業開始の日以降に開始することができます（それ以前の経費は計上できません）。また、交付規程第 9 条の他に、交付にあたり新たに条件を付加する場合があります。

②DTSU 事業の STS フェーズ及び PCA フェーズへの応募に際し①に該当しない提案者

VC 等に余裕をもって出資または融資の検討依頼を行い、出資または融資の条件を両者合意のうえで、VC 等、CVC、事業会社、金融機関より出資意向確認書または融資意向確認書を入手してください。

応募にあたっては、その出資意向確認書または融資意向確認書を提案書に添付して、NEDO に提出してください。

採択にあたっては、提案書記載の補助対象費用の 1/3 以上の出資または融資が、NEDO が指定する日までに VC 等、CVC、事業会社、金融機関から実行（提案者への入金）され、その出資報告書が提出されることを条件として付します。また、個別にそれ以外の条件を付す場合があります。ただし、補助事業者ないし VC 等、CVC、事業会社、金融機関の責めに帰さない事由により所定の期間内に実行できなかった場合は、速やかに NEDO に連絡の上その指示に従ってください。

その後、上記条件の履行が NEDO により確認され次第、所定の文書手続きを経て、交付決定を通知いたします。補助事業は、交付決定通知書に記載する事業開始の日以降に開始することができます（それ以前の経費は計上できません）。

上記条件が満たされない場合には、採択が取り消され、交付決定も行われません。

したがって、所定の出資または融資が実行された場合には、早期に補助事業を開始するためにも、出資または融資の確認に必要な次の書類を遅滞なく NEDO に提出してください。

- (1) 出資等に関する報告書（様式第 22）；VC 等、CVC、事業会社、金融機関からの出資または融資が実行されたことを証明するもの
- (2) VC 等、CVC、事業会社、金融機関との投資契約書または融資契約書（あるいはそれに類する書類）の写し

ただし、投資契約書/融資契約書の資金使途が本提案事業と整合（もしくは包含）している必要があります。

- (3) 入金の確証（通帳の写し等）

提案書に添付して提出してください。※出資または融資の実行日は着金日、金額は日本円による着金額とします。

※出資または融資の実行日は着金日、金額は日本円による着金額とします。

NEDO は上記 (1) ～ (3)、及びその他の条件が満たされたことが確認され次第、交付決定手続きを開始します。また、交付規程第 9 条の他に、交付にあたり新たに条件を付加する場合があります。交付決定の通知日以降、提案者は補助事業を開始できます。

なお、DTSU 事業への応募時点で、出資または融資が一部実行されている場合、当該実行済みの出資または融資については、上記①と同様の手続等を課すものといたします。

③DTSU 事業の DMP フェーズや GX 事業への提案者

DTSU 事業の DMP フェーズや GX 事業では、DTSU 事業の STS フェーズや PCA フェーズのように所定の期間内での一定額以上の出資・融資があることを応募要件とはしませんが、出資の所定の期間と同一の期間内に VC 等や CVC、事業会社からの出資が行われる場合、当該出資の態様等を勘案して審査において評価します。

特に、既に提案者の株主となっている者以外からパートナー VC 候補を立てて申請する場合や、「3. 応募要件」の「(1) 提案者となる補助対象事業者」において掲げる「(1) - 1 各フェーズ共通の要件」のうち x. の設立年数要件の例外事項である「所定の期間内に、補助対象費用の 1/6 以上の金額の出資を VC 等から受けている、あるいは受ける予定であること」を充足する場合、DTSU 事業の DMP フェーズにおける NEDO 負担率を 2/3 以内とするために所定の期間内に補助対象費用の 1/6 以上の金額の出資を VC 等や CVC、事業会社から受けている、あるいは受ける

予定であることを示す場合は、以下の通り書類を提出してください。

● 提案締切日までに必要な出資が実行済みである場合

- (1) 出資等に関する報告書（様式第 22）；VC 等、CVC、事業会社からの出資が実行されたことを証明するもの
- (2) VC 等、CVC、事業会社との投資契約書（あるいはそれに類する書類）の写し
ただし、投資契約書/融資契約書の資金使途が本提案事業と整合（もしくは包含）している必要があります。
- (3) 入金の確認証（通帳の写し等）

● 提案締切日までに必要な出資が実行済みでない場合

(1) 出資意向確認書

また、「3. 応募要件」の「(1) 提案者となる補助対象事業者」に掲げた応募要件について、「(1) - 2 各フェーズの要件」のうち、(1) - 2 - 1 提案者の要件の①～③の全てのフェーズにおいて、i. の株主構成の要件を提案締切日時点で充足していない場合、当該要件の充足を示すため、必ず該当する者からの出資意向確認書を提出してください。

なお、補助事業を実施するに足る財務状況であるかを確認する観点から、審査中、あるいは採択時に、資金の残高の確認証（通帳の写し等）の提出を求め、資金繰り等について確認させていただく場合があります。また、採択に際し、当該観点から出資等の実行による資金調達に関する採択条件を付す場合があります。

(2) 応募に関する注意事項

- ① 2 者以上による連名提案は対象としておりません。
- ② 同一事業者が異なるテーマにより複数の応募をすることは認めません。また、DTSU 事業もしくは GX 事業のいずれかのみへのご応募を可能とし、併願は認めません。
- ③ 採択に至った場合でも、補助金の交付額は審査の結果及び予算等により提案額から減額して交付決定することがあります。
- ④ 提案書は日本語で作成ください。また、経営者面談、プレゼン審査も日本語で行います。
- ⑤ 提案書は評価者に非公開としたい内容は記載しないでください。
- ⑥ J グランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受付できませんので、余裕をもって提出してください。
- ⑦ 万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO DTSU 事務局まで連絡し、事務局の指示に従ってください。
- ⑧ J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。
- ⑨ アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 主任研究者について

本補助事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う補助事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴を主任研究者研究経歴書（提案書類の作

成にあたって（提案様式）に示す追加資料 3）に記入し提出ください。また研究員が主任研究者を兼ねることも可能です。研究経歴書は、研究開発等実施体制の審査のためにのみ利用されます（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

記入にあたり、以下①～②に注意ください。

① 研究開発経歴（現職含む）

「過去の研究実績（参画プロジェクト）」については、自社独自のプロジェクトのみならず過去に参画した NEDO プロジェクト等も含めて記載ください。また、大学への派遣や他の企業／研究機関での勤務経験などがある場合は、併せて記載ください。

② 受賞歴、当該研究開発に関する最近 5 年間の主要論文、研究発表、特許等（外国出願を含む）

当該研究開発プロジェクトに関連する研究成果を記載ください。

研究成果を示すものとして、「論文（研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可）」、「研究発表（学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可）」、「特許（外国出願を含む）」等がありますが、これに限定しません。なお、共著者、共同発表者、又は共同発明者として関与したものも記載ください。

※ 「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくともこれらのうち 1 つについて当該分野に関する研究成果を示す記述があることが必要となります。これらが無い研究者においては、「その他」項目に当該プロジェクトを遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載ください。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。（researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。）

7. 交付決定までのプロセス

（１）審査から交付決定までの流れ

- ① 提案書受理後、NEDO が外部有識者等による評価を踏まえた総合的な審査を行い、補助予定先の採択決定及び通知を行います。採択決定の予定時期は本事業のホームページに掲載されている「DTSU 事業・GX 事業 公募に係る日程一覧」を参照ください。審査の内容によって、実施内容や補助対象費用の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は提案を取り下げることができます。なお、採択決定は補助金の交付決定ではありません。
- ② 採択された事業については、金額精査等を行ったのち、交付規程で定める様式第 1 により補助金交付申請書を提出していただきます。その後、必要な手続きを経て、NEDO から交付決定通知を発出します。早期の事業開始のため、交付申請書の作成をご準備いただくことをおすすめいたします。
- ④ 交付決定をうけた事業については、一部の申請情報を公表いたします（⇒ 10.（5）②参照）。補助事業は、交付決定通知書に記載する事業開始日以降に開始することができ、それ以前の経費は補助対象として計上できません。
- ④ 交付決定をうけた事業が学術研究機関または事業会社との共同研究を含む場合は、交付決定

後 30 日以内に、共同研究に係る契約書の写しを NEDO に提出いただきます。

- ⑤ 不採択の場合、不採択理由を添えて、その旨を通知いたします。

(2) 審査の方法について

- ① NEDO は、提案要件に関する審査の後、外部有識者等を活用した書面審査を行います。必要に応じて、経営者面談及び外部有識者で構成される審査委員会におけるプレゼンテーション審査を実施します。なお、当該プレゼンテーション審査に際して、審査委員や NEDO の求めに応じ、開発内容や事業内容、財務状況等を示す資料の追加や更新等、審査のために必要なご協力をお願いする場合があります。最終的には NEDO 内の契約・交付審査委員会を経て採択を決定します。採択決定に際しては、補助金交付のための条件を付す場合があります。
- ② 提案者の審査においては、提案者に対して出資を行う VC 等、CVC、事業会社に対する審査も併せて実施します。この際、必要な場合に各種のハンズオン支援を行えるような体制・能力を有していることや、出資先の事業成長への関与の仕方等について審査を行う予定であり、特にパートナーVC 候補の VC 等、CVC については、プレゼンテーション審査への参加を求める場合があります。また、提案者に出資するその他の VC 等や事業会社に対しても、個別にヒアリング等を行う場合があります。
- ③ 応募する事業案件に関して、特定の外部有識者と利害関係（利害関係者の定義参照）があり、公正な評価が保証されないと提案者が判断する場合は、提出書類等の「追加資料 1 3 利害関係のある評価者」にその評価者の所属、氏名と理由を記載することができます。

利害関係者について

利害関係者の範囲は、次の通りとする。

- 一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

- ④ 審査は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。
- ⑤ 採択に至った場合でも、補助金の交付額は審査の結果及び予算等により提案額から減額して交付決定することがあります。
- ⑥ 経営者面談及びプレゼンテーション審査は原則として提案者の代表者が説明をお願いします。また、パートナーVC 候補はハンズオン方針等の確認のため同席いただく場合があります。
- ⑦ 経営者面談では、事業期間中の研究活動が円滑に実施出来るかを確認するため、提案者の財務状況や研究体制についてヒアリングします。

(3) 審査内容

- ① 提案要件に関する審査

NEDO は、本事業の目的への適合性、「[3. 応募要件](#)」に記載されている要件を満たしているか、及び「[9. 禁止事項及び不正防止について](#)（1）～（3）」に該当していないかを審査します。これらに適合していないと判断された場合は、原則として以下の評価の対象となりません。

② 評価項目

審査は下記観点から行われます。

○事業性評価

- ・顧客のペイン（痛みが伴うほどの強いニーズ）と事業者が提供しようとするソリューションが明確で、ビジネスの確からしさが十分にあること。
- ・取り組む事業について、市場性（市場規模、市場の成長性）が見込めること。
- ・事業推進に必要な経営体制および研究開発体制が構築されること。
- ・事業化のための適切な事業モデルが構築され、また、事業化実現に向けての活動や体制構築がなされること。特に、研究開発の責任者だけではなく、事業化の責任者が別に経営陣にいるなど、事業化・社会実装を実現させるためのチームビルディングがされていること。
- ・予想されるリスク（市場変動、技術変革等）等への対策を考慮した中長期的な事業計画や成長戦略が描けており、優位性を確立した上で、新規産業や新規市場の創出に貢献するものであること。
- ・事業化実現に向けて、伴走する関係者（VC等、CVC、事業会社）が適切な体制を構築し支援を行うことが見込まれること。
- ・将来を含めて国内のCO₂の排出削減に貢献するものであること。（GX事業のみ）

○技術評価

- ・技術シーズがある程度かたまっており、使える状態にあること。
- ・開発目標の設定、スケジュール、費用の使い方（委託・共同研究先も含む）が想定した市場参入に向けたソリューション開発に対して適切であること。
- ・開発目標となる技術に新規性や差別性や優位性があり、顕著な競争力が期待できること。
- ・技術上又は知財権上、ビジネス上の参入障壁を構築できていること。
- ・国内で主な研究開発が行われるなど、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用され我が国の研究開発力の強化に資すること。

○事業目的への適合性

- ・本事業の目的に合致していること。
- ・国が推進する 17 の戦略分野に係る政策に合致していること。
- ・経済社会課題の解決に貢献する事業であること。

8. 補助事業の詳細

（1）補助対象費用

補助の対象となる費用は、本補助事業を進めるために必要な、研究開発（特許出願に係る経費やルールメイキングに係る経費を含む）やF/S調査（研究開発の目標に調査内容が記載されていることが前提）、量産化実証（量産に向けての生産技術の開発や実証試験等を含む）、海外技術実証に関する下記の経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、本事業に専用として使用する（汎用のもの、本事業以外にも使用するものは補助対象外です。）機械装置等経費、労務費、その他経費、及び委託・共同研究費です。

※研究に必要な経費を正確に積算ください。交付決定前に金額精査を行い、場合によっては交付決定額を減額することがあります。

※必要に応じて、外注先や研究員等へのヒアリングを行うことがあります。また、追加の資料提出

を求める場合があります。

※事業期間中におけるサンプル出荷等（出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの）を行うことは可能です。ただし、有償で行う場合は、その収入額を補助対象費用から減額します（別紙 2 本事業の実施に関する留意事項 IV. 3 経理処理に当たっての注意点参照）。

※本補助事業に係る補助対象費用に海外の研究実施場所での支出分を計上する場合には、原則として、補助対象費用総額の 1/2 を超過しないこととします。

※DMP フェーズにおいて、量産化実証を目的として国外に設置する建物等や機械装置等の費用は補助対象外となります。

①費目ごとの内容

I. 機械装置等費

1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及びその運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。量産化実証に必要な生産技術の開発・製作。実証試験に必須となる建物等の設計・建築。

2. 機械装置等製作・購入費

補助事業に必要な機械装置（量産化実証に必要な実証用パイロット生産設備等も含む）、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。※事業期間中、本事業に専用で使用する。購入した機械装置を生産に使用する場合は転用手続きが必要となる。

3. 保守・改造修理費

補助事業で購入したプラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合）、修理（主として現状に回復する場合）に必要な経費。

※当事業で入手する機械装置等を用いた研究開発を行い、その具体的かつ明示可能な成果を本事業終了までに NEDO へ報告（実績報告書への記載を含む）する必要があります。つまり、装置等の入手や設置のみで事業期間が終了してしまう場合は、補助対象費用として計上はできません。

※建物の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の目途等について、実施計画書に記載してください。また、補助事業の完了後においても、処分制限期間内においては善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図るようお願いいたします。処分制限期間内に処分等を行う場合は、事前に NEDO の承認が必要となる場合がありますのでご注意ください（8.（4）補助事業で取得した取得財産の管理 参照）。

※委託・共同研究費で取得した機械装置費等については、原則として、その所有権は補助事業者に帰属するのでご注意ください。なお、学術機関等を委託・共同研究先とする場合、学術機関側の規定に基づいて処理することも可能です（8.（1）IV. 委託・共同研究費 参照）。

※DMP フェーズにおいて、量産化実証を目的として、日本国外に設置する建物等や機械装置等の取得費用は補助対象外となります。

II. 労務費

1. 研究員費

実施計画書の研究開発体制に記載された者であって補助事業に直接従事する研究者、設計

者及び工員等であって、補助事業の遂行のために直接従事した時間分の人件費。なお、NEDO が認める補助事業に係る助言(メンタリング)授受及び NEDO 主催研修等への参加も補助事業への直接従事した分として計上することができます。

2. 補助員費

補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の人件費（ただし、上記 1. 研究員費に含まれるものを除く。）。

※出向契約書等に基づき、「出向者」として当該業務に従事する場合も、労務費の計上が認められます。

※人件費単価は、健保等級に基づく労務費単価を用いて算定ください。

※健保等級に基づく労務費単価の考え方については、下記事務処理マニュアルの労務費の項目をご参照してください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_manual_2026.html

※本事業では、経理責任者等が行う経理・検査業務における労務費等の計上が可能です。8.

（1）②補助対象費用の留意点＜経理、検査業務に係る経費＞をご確認ください。

Ⅲ. その他経費

1. 消耗品費

補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

2. 旅費

① 補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。

② 研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。

3. 外注費

補助事業の遂行に必要な加工・分析等の請負外注に係る経費。

なお、研究開発要素がある業務を外注することはできません。

4. 諸経費

上記の 1～3 のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。謝金（旅費含む）を計上する際は、研究体制表に有識者登録が必要です。

Ⅳ. 委託・共同研究費

補助事業のうち、委託契約又は共同研究契約等（以下、「共同研究契約等」と称す）に基づき事業会社（国内・国外）又は学術機関等（国内・国外）が行う技術開発や技術実証に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰ～Ⅲに定める項目に準じて行います。

① 「学術機関等（国内・国外）」とは、国内・国外の「国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関」を言います。

② 委託・共同研究費の上限額は、原則として補助対象費用の総額の 50%未満です。

③ 本費用を計上する場合は、費目別の内訳も提示して頂きます。その際、以下の A) ～B) にご留意ください。

A) 委託・共同研究先が購入する単価 50 万円以上の機械装置等の取得費用については、委託・共同研究費として計上することができます。ただし、当該装置等の所有権は、補助事業者に帰属しますので、補助事業者が処分制限財産として管理を行っていただく必要があります。ただし、国内の学術研究機関等においてはこの限りではありません（下記④を参照）。

B) 学術機関等が委託先、共同研究先の場合には、その直接経費の 30%の額を上限として、委託・共同研究費に間接経費を計上することが可能です。なお、間接経費は、共同研究契約等においても同様に約定されていることが必要です。

④ 委託・共同研究契約等を締結するに当たり、以下の a) ～e) にご留意ください。

a) 委託・共同研究費で取得した取得財産の取扱いについては、契約書中で、「研究期間中は、当該取得財産を補助事業の目的に沿って使用する」旨の文言を記載してください。

b) 学術機関等が、委託・共同研究費で取得した財産については、以下をすべて満たす場合に、その所有権を委託・共同研究先である学術機関に帰属することができます。

- ・「共同研究契約等により取得した財産の帰属は共同研究先とする」旨が、委託・共同研究先の内規等で定められていること。

- ・「共同研究契約等により取得した財産の帰属は共同研究先とする」旨が、共同研究契約書等において約定されていること。

c) 委託・共同研究先に支払った費用について、補助事業者が確認できるように、共同研究契約書等の中で、「補助事業者は、本契約に関する経理書類の閲覧を申し出ることができ、閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。」旨の文言を記載してください。

d) 共同研究契約書等の締結日およびその履行期間は、補助期間内（交付決定日から事業終了日まで）である必要があります。

e) 共同研究等によって得られた成果、特に知財等の成果について、応分の扱いになっていることにご留意ください。また、事業会社との委託・共同研究において補助事業者が発明を自ら実施する場合において不利益とならないように配慮した契約内容である必要があります。

※共同研究契約等を締結するにあたり、以下のガイドラインに準拠した契約内容であることを推奨します。

「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」（令和 4 年 3 月 31 日）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/startup/start-up.pdf>

「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書」

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

② 補助対象費用の留意点

＜特許出願に係る経費＞

本事業における研究開発と密接に関連し、研究開発等の成果の事業化に当たり必要となる特許出願等の知的財産権の取得に要する経費であり、補助期間内に出願が完了したものに対し、以下を満たす場合、補助対象とします。

- i. 本補助事業の研究開発項目の成果を含み、補助期間内に出願が完了していること。
- ii. （様式第 5）ディープテック・スタートアップ支援事業費補助金に係る成果発表及び産業財産権等届出書において当該知的財産権の届出を行うこと。
- iii. 提案書（採択後は交付申請書）の実施計画書等において、当該知的財産権の事業戦略上の必要性を説明すること。
- iv. 事業終了時の実績報告書に当該知的財産権に係る報告を行うこと。
- v. ここで対象となる知的財産権は、特許権、実用新案権、意匠権とする。
- vi. 委託・共同研究先との共同出願については、別途定めた出願契約書等に記載された持分等に応じ対象経費を計上すること。（委託・共同研究先の場合、補助先との共同出願分については計上可能ですが、委託・共同研究先のみ出願分については計上はできません。）

ここでいう計上可能な費目は、先行技術調査（国内・国外）に係る労務費や調査費、出願等に係る費用等。

＜ルールメイキングに係る経費＞

本事業における研究開発の成果を事業化するために必要であって、かつ研究開発にフィードバックすることを目的として、各種規制や標準・規格の調査、それらの形成・変更・維持に向けた活動（ルールメイキング）に要する経費であって、以下を満たす場合、補助対象とします。

- i. 提案書（採択後は交付申請書）の「研究開発項目」内に、実用化開発項目としてその内容を具体的に記述していること。
- ii. 実績報告書に、その活動の結果を研究開発の方向性ととともに記述すること。

計上可能な費目は、規範等の調査に係る労務費や外注費、規範の形成等に係る労務費や外注費等。

＜経理・検査業務に係る経費＞

補助事業者が、本事業の実施体制中において記載した「経理責任者」を中心として、本事業における経理・検査業務を適切に実施可能な体制構築を行うものであって、以下を満たす場合、補助対象とします。

- i. 提案書（採択後は交付申請書）の体制表に記載した「経理責任者」が、本事業の経理・検査業務を行う者を「業務実施者」として任命し、別紙1体制表に記載すること。
- ii. 補助先の従業員としての身分を有すること
- iii. 「経理責任者及び業務実施者」（以下、「経理責任者等」という。）は、本事業において研究開発業務は行うことは出来ません。（つまり、「研究員」との兼務は不可。）
- iv. 経理責任者等の労務費の計上は、時間単価適用者又はエフォート専従者として登録すること。
経理責任者は、誓約事項を遵守すること（交付規程別記2参照）

なお、委託・共同研究先の経理責任者等の経費の計上はできません。

計上可能な費目は、経理責任者等の経理・検査業務に係る労務費、及びそれらに必要となる移動等に係る旅費（交付規程（別記）補助対象費用（内容）の「Ⅱ．労務費」及び「Ⅲ．その他経費 2．旅費」にて計上する）。

（2）補助事業実施中の進捗管理・計画変更への対応

- ・ NEDO は、補助事業の進捗管理のため、補助事業者が実施する「取締役会」等について、その議事録の提出や、オブザーバーとしての参加を求める場合があります。
- ・ また、本制度では、外部有識者等による補助事業の進捗状況等に係るモニタリングを、事業期間中に1年に1回程度実施します。また、関連するフォローアップ調査等も行う予定です。
- ・ 補助事業者は、補助事業開始後に、技術開発計画や開発スケジュールの変更、事業環境の変化に伴う事業計画の変更、参入市場の変更など、補助金交付申請に際して NEDO に提出した補助事業の計画に何らかの変更が生じる場合、事前に NEDO にその旨を申し出て、その指示に従ってください。必要に応じて、外部有識者も交えた検討を行うなど、随時、計画変更の手続を実施することとなります。

（3）交付決定等の取り消し

申請内容の虚偽や補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後又は補助金交付後であっても、交付規程に基づき交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用、また企業名の

公表等を行うことがあります。

(4) 補助事業で取得した取得財産の管理

- ① 本事業で取得した財産の所有権は補助事業者にあります。補助金交付規定等に基づき、これを処分しようとするときは、あらかじめ NEDO の承認を受ける必要があります。
※補助事業により取得した機械装置等の財産又は効用の増した財産については、補助事業の完了後においても、処分制限期間中は、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図る必要があります。処分制限期間内に、当該財産を補助金の交付の目的外（他用途への転用、廃棄、売却等）に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。また、当該資産を処分することにより収入金が生じる際には、NEDO の請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。（なお、他用途への転用、廃棄等の場合は、原則として残存簿価相当額の納付となります。）
- ② 提案者は、補助事業に基づく発明、考案等について、産業財産権等として補助期間又はその終了後 5 年以内に出願、取得、譲渡若しくは実施権を設定した場合には、NEDO に届出書を提出する必要があります。
- ③ 本補助金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳を適用することが可能です。
※圧縮記帳：新たに取得した固定資産の帳簿価格を補助金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認ください。

(5) 事業期間終了後について

- ① 補助期間の終了年度の翌年度以降から 5 年間は、毎年、事業化状況報告書を NEDO に提出していただきます。（詳細は交付規程参照）。
- ② 事業化状況報告書により、補助事業の事業化等により、相当の収益が生じたと認められたときは交付した補助金交付額を上限として、相当額を納付していただくことがあります。（収益納付額の算定等の詳細は、交付規程を参照）
- ③ 補助期間終了後、適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、終了事業者評価委員会を開催します。補助事業者には資料の作成及び開発内容、成果等のプレゼンテーションを行っていただきます。
- ④ 補助期間終了後、適切な時期に、補助事業等に係るアンケート調査等を行うことがあります。

9. 禁止事項及び不正防止について

(1) DTSU 事業及び GX 事業内の複数申請の禁止

同一提案者が、DTSU 事業及び GX 事業のいずれに対しても、複数の申請をすることは認めておりません。

(2) 重複補助の排除

「申請者」、「共同研究等先」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本補助事業の対象とせず、採択を行いません。

(注)「不合理な重複」とは、

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注)「過度の集中」とは、

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

（※）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求め

ることがあります。

⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。

⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省又はNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/comefund/shishin_r3_1217.pdf

（３）公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年度機構達第1号。平成16年4月1日NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。

（※2））に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

① 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。
（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、

- 府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i ～ iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行ために対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- ② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について
- ・ 本事業の補助金交付に当たり、各補助事業者は標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
 - ・ 体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
 - ・ NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

（４）研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。（※3））及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日平成19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。（※4））に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- ① 本事業において不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii. により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を

講じることがあります。

- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

（５）NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は次のとおりです。

通知先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310

TEL：044-520-5131

（電話の受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

E-mail：helpdesk-2*ml.nedo.go.jp

E-mailは上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

（６）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- ①我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の交付決定を取り消すことがあります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- ②貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

③本補助事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本補助事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本補助事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

④安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

* 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)

* 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryu/handbook.pdf>

* 一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/>

* 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

10. その他

（1）日本版SBIIR制度

本事業は、日本版SBIIR制度において、「特定新技術補助金等」の指定を受けております。指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。詳細については、下記 URL をご参照ください。

<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/>

（2）J-Startup プログラム

本補助事業は、「新しい経済対策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」にて示された当該事業において、認定された企業（J-Startup企業、J-Startup地域版企業及びJ-Startup Impact）に対しては、本事業の審査にて一定の優遇措置を講じます。

（3）地域・高等専門学校

地域発及び高等専門学校発のディープテック・スタートアップの成長を支援することを目的に、DTSU 事業及び GX 事業における審査に際し、以下に該当する提案者に対し一定の優遇措置を講じます。なお、高等専門学校発スタートアップの対象は、経済産業省「大学発ベンチャー実態等調査」における大学発ベンチャーの定義（大学には高等専門学校を含む。）に基づくものとします。

① J-Startup 地域版選定企業

※地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成の観点から、J-Startup 地域版選定企業については（2）J-Startup プログラムに加えて優遇措置を講じます。

② 学校教育法（昭和22年3月29日法律第26号）に定める高等専門学校に関連するスタートアップであって、以下いずれかに該当する者

- i. 高等専門学校で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で新規に設立された者

- ii. 創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立 5 年以内に高等専門学校と共同研究等を行った者（設立時点では高等専門学校と特段の関係がなかったものも含む）
- iii. 既存事業を維持・発展させるため、設立 5 年以内に高等専門学校から技術移転等を受けた者（設立時点では高等専門学校と特段の関係がなかったものも含む）
- iv. 高等専門学校と深い関連があり、現役の学生が関係する（した）者
- v. 高等専門学校と深い関連があり、現職の教職員が関係する（した）者
- vi. 高等専門学校が組織的に関係している者（自校で認定しているスタートアップ、学校からの出資があるスタートアップ等）や、退職後・卒業後 1 年以内の教職員・学生が設立者であるなどその設立に深く関与したスタートアップ等の、学校と深い関連のある者

（４）国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）

DTSU 事業及び GX 事業のうち、STS フェーズ（実用化研究開発（前期））は、JST「研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START） プロジェクト推進型 起業実証支援または START プロジェクト支援型（以下 START）」を終了し事後評価結果として A 評価以上を得た者であって、JST から NEDO への推薦がある者に対しては、内容に応じて、本事業の審査において一定の優遇措置を講じます。（評点が不明な場合は、事前に JST に問い合わせてください。）

JST から NEDO への推薦を希望する場合は、「DTSU 事業・GX 事業 公募に係る日程一覧」に記載の日時までに、START の研究代表者氏名、DTSU 事業及び GX 事業実施予定の事業概要及び JST 事業で得られた成果との関係性を記し、JST START 窓口（start*jst.go.jp）に電子メールで依頼してください。（アドレスの[*]を@に変えて使用してください。）

なお、推薦状は JST から NEDO に対し直接送付されるため、応募者から NEDO への提出書類とはなりません。

（５）提案情報の管理

① 提出物の管理等について

提案者から提出された提案書及び提出資料につきましては、NEDO の内規により適切に管理し、主に本事業の審査のために使用します。この使用には、外部有識者や経済産業省等の関係省庁、他の NEDO 事業の審査のため参照されること等を含みます。また、その過程において、NEDO から本公募の事務作業の一部を委託された者が、当該書類を取り扱う場合もあります。

② 提案情報の公表

交付決定された申請案件については、申請者の企業名、補助事業の名称及び補助事業の概要等を NEDO ホームページ上で公表します。

不採択の場合は、提案者の企業名、事業の名称及び事業の概要を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、補助金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に提案者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

（６）個人情報について

- ① 提出物等により取得した個人情報は審査及び審査に係る説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
- ② 審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。
- ③ NEDO が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。

- ④ 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
- ⑤ ご提供いただいた個人情報、上記の利用目的以外で利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

（７）秘密の保持

- ・ NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ・ 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主任研究者研究経歴書（CV）」については、「個人情報の保護に関する法律」第 22 条の定めにより、補助事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

（８）情報公開について

e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

（９）交付にあたっての条件について

交付規程に定めるものの他に、新たに条件を付加する場合があります。

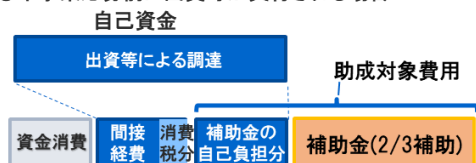
（１０）資金調達の留意点

補助の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、研究開発や市場調査に係る下記の経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、この事業に専用として使用する（汎用のもの、この事業以外にも使用するものは補助対象外です）機械装置等費、労務費、その他経費及び委託・共同研究費です。また、本事業に係る消費税や本NEDO事業では計上が認められない汎用品の経費、運転資金等を見込んだ全体の資金調達計画を立てて頂く必要があります。

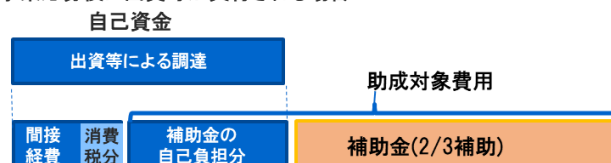
審査の過程で補助金の自己負担分の状況を確認させて頂くことがあります。

事業開始時点での必要資金のイメージ

○本事業応募前に出資等が実行される場合



○本事業応募後に出資等が実行される場合



（１１）株主変動の連絡について

当事業の提案書の提出日以降、事業終了までに提案者の株主に変更が発生する場合には、可及的すみやかに、かつ事前のNEDOへの連絡を求めます。なお、交付決定を受けなかった場合は、不採択通知の受理など本事業での研究開発への不着手が確実となるまでの間、連絡を求めます。

（１２）データマネジメントについて

「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。

NEDOの事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

（１３）「国民との科学・技術対話」への対応

本補助業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という。）に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出ください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上ください。

① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

② 本補助業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分し計上ください。（この場合、算出根拠を明確にください。）

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】

2010年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://warp.ndl.go.jp/web/20251016210323/https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

（１４）本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

① 本事業の成果、事業化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前に NEDO に報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。

② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDO からの受領の連絡をもって履行されたものとする。

③ 公開内容について NEDO と事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。

④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容が NEDO 事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDO の了解を得て NEDO のシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

（１５）申請実績・採択実績の利用

制度改善に向けて、申請者に対してヒアリング・アンケートを実施する場合があります。申請実績・採択実績の各データを利用することがあります。

（１６）NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

<https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html>

なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

（１７）補助事業の事務処理について

補助事業の事務処理については、NEDOが提示する「[課題設定型産業技術開発費補助事業](#)」[事務処理マニュアル](#)に基づき実施していただきます。補助事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくこととします。なお、利用に際しては利用規約（<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>）に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

（１８）事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応

表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出してください。また、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社 web ページ等）していただきます。（ただし、賃上げをできないやむを得ない事情があると認められる場合には、その限りではございません。）詳細につきましては別紙３を参照ください。

（１９）ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される補助先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。

（２０）特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

補助事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和 6 年 5 月 1 日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。

- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。

特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

＜特許出願の非公開に関する制度＞

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴うNEDOへの技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則としてNEDOに提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等からNEDOが求めた場合には、NEDOが指定する方法で提示する必要があります。

（21）NEDO 公式 SNS について

NEDO 公式 SNS (<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) をフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時 SNS で確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。

（22）スタートアップと共同研究開発又は委託研究開発をする場合に受けることのできる税額控除の制度（研究開発税制 OI 型）について

国内の企業とスタートアップのオープンイノベーションを加速させるため、研究開発税制オープンイノベーション型において、一定の要件を満たすスタートアップと共同研究開発・委託研究開発をした場合に一段高い優遇措置を講じています。本税制を利用することで、連携先の企業は共同研究開発等の資金的負担を下げる事が可能となるため、国内企業との事業連携を進める際に、こうした税制を連携候補・連携先の企業にお伝えいただくなど、ぜひ御活用下さい。

（制度の概要説明HP）

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/oi_su_shinsei.html

（制度のガイドライン）

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/r5guideline.pdf （10～12頁、31頁～、72頁～）

(23) EBPMに関する取組への協力について

EBPM (Evidence-Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) (※) の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報(提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます) については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省等の関係省庁及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関(政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者) に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記のEBPMに関する取組への協力に同意したものとみなします。

※政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス) に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針) にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

別紙 1

本事業の実施に関する留意事項

本事業の実施におきましては、原則『課題設定型産業技術開発費補助事業』事務処理マニュアル（詳細版）（以下、「事務処理マニュアル」）に基づいていただくことになりますが、以下に記載する事項につきましては、特にご留意いただきますようお願いいたします。

◆「1 1. 処分制限財産の処分」について

本事業で取得した機械装置等の財産の所有権は、補助事業者にあります。NEDO事業終了後の取得財産の取り扱いについては、その目的等に応じて以下の表のように手続き等が必要になる場合があります。詳細は、事務処理マニュアル（1 1. 処分制限財産の処分、特に、「処分制限期間中の財産処分に係る「NEDO承認」および「NEDOへの納付」の要／不要フローチャート」）をご確認ください。なお、ご不明な点はNEDO担当者に事前にご相談いただきますようお願いいたします。

処分制限期間中の取得財産の取り扱いについて（概略）

助成先	財産の扱い		承認申請	残存簿価相当額の納付
目的内使用	交付決定の内容の研究開発に引き続き使用		不要	
目的外使用	研究開発要素あり	研究開発に支障がない範囲で他の事業等に一時的に使用 ※	承認申請が必要	不要
		当該助成事業に関連しない研究開発等において使用		納付必要【注】
	研究開発要素なし	商業生産に使用		
使用中止	廃棄、売却等（特別な事情の説明が必要）			

【注】補助事業者が中小企業であって、補助事業の成果を活用して実施する事業に使用（商用転用）する場合には、残存簿価相当額の納付を承認の条件としない場合がある。

※ 目的外の使用について補助事業の遂行に支障を来さない範囲の条件により 承認手続きが必要なく「資産の使途予定」について文書（メールでも可、捺印不要）の提出で良い場合がある

◆「付録 4. 補助事業の基本的な実施体制、（2）補助先が補助事業の一部を委託・共同研究する場合」について

委託・共同研究を実施する場合には、その相手方と委託契約・共同研究契約（以下「共同研究契約等」という。）を締結していただく必要があります。その際には以下の点に配慮いただきますようお願いいたします。なお、詳細につきましては、採択後に改めて連絡いたします。

- i. 補助事業者は委託先又は共同研究先（以下「共同研究先等」という。）との間で委託契約又は共同研究契約（以下「共同研究契約等」という。）を締結してください。共同研究契約等に記載する契約の締結日、実施期間、契約金額の詳細は事務処理マニュアルに従ってください。

- ii. 委託・共同研究先に支払った費用について、補助事業者が把握できるように共同研究契約等の契約書に「補助事業者は、本契約に関する経理書類の閲覧を申し出ることができ、補助事業者からの閲覧の申し出があった場合、委託・共同研究先はこれに応じなければならない」と規定すること。
 - iii. 補助事業者は共同研究先等に経費発生調書（決算報告書及び収支決算書を作成する場合は省略可）を作成させてください。共同研究先等の検査は補助事業者が実施します。
 - iv. 補助事業者は共同研究先等から経費の明細（例えば「収支簿」又は「差引簿」等）を受領し、中間検査及び確定検査の際には、共同研究先等の成果報告書と経費の明細が一致するか確認してください。
中間検査及び確定検査で以下が判明した場合は、委託・共同研究費を減額する等の対応をしてください。
 - ① 執行していない経費がある場合
 - ② 補助期間外に支出をしている経費がある場合
 - ③ 消耗品が使われないまま残っている場合
 - ④ 補助事業に関係のない支出がある場合
 - v. 委託費又は共同研究費として計上が認められるのは、原則として補助期間中に発生し、かつ、支払いまで完了したもの（消費税抜き額）です。
 - vi. 共同研究先等が学術機関等の場合、当該学術機関等において発生する間接経費の比率がわかるように共同研究契約等に直接経費の内訳とともに間接経費を記載してください。間接経費の比率（上限 30%）は原則、変更することができません。
 - vii. 補助期間中、補助事業者は、委託・共同研究先の成果等を確認した上で、補助事業に係る実績報告書を作成し、NEDOに提出すること。
 - viii. 共同研究先等が財産を取得する場合、当該財産の所有権は、全て補助事業者に帰属します。ただし、共同研究先等が国内の学術機関等である場合で、以下の全てを満たす場合は、当該学術機関等に帰属させることも可能です。
 - ① 「共同研究契約等事業により取得した財産の帰属先は委託・共同研究先とする」旨が、委託・共同研究先の内規等で定められていること。
 - ② 「取得した財産の所有権の帰属先を共同研究先等とする」旨、共同研究契約等に規定していること。
 - ix. 共同研究先等が財産を取得する場合、当該財産を補助事業の目的外で使用しないことを、共同研究契約等に規定してください。
 - x. 共同研究先等の行為については、事務処理マニュアル記載されているとおり、補助事業者がNEDOに対して全ての責任を負うことに留意してください。
 - xi. なお、共同研究契約等の契約書を締結する前に、当該契約書の案についてNEDO担当者へご提示いただきますようお願いいたします。
- ※委託・共同研究の違いについては、事務処理マニュアル「Ⅷ. 委託費・共同研究費」を参照ください。

◆「10. 補助金の期中の支払」について

本事業では、概算払（補助期間の中途における補助金の支払い）は「実績払」となります。当該支払方法については、事務処理マニュアルに記載のとおりとなりますが、詳細等は以下のとおりです。

（1）請求機会

通常の年4回の請求機会に加え、毎月の請求を可能とします。

(2) 請求対象

当月分の請求対象額は、事業者における前月末までの支払済額（労務費については発生済額）とします。

ただし、支払が行われていたとしても、当該費用に係る検収を終えていないものは、原則、請求対象には含まれません。

(3) 請求時に必要なもの

- ・概算払請求書
- ・経費発生調書
- ・月別項目別明細表（労務費については労務費積算書）

なお、NEDO 担当者から、必要に応じて実績払の対象費用に係る発注、納品、受領、検収、請求、支払を確認できる書類（エビデンス）等の提出等を追加で求める場合があります。

(4) 留意点

- ・実績払のための経費発生実績の確認は検査とは異なりますので、当該費用の計上の確定とはなりません。
- ・NEDO での確認の結果、請求額を調整させて頂く場合があります。

◆「3. 経費計上」について

3-1-4 経費計上基準

- (1) 本事業では、実績払の対象が支払実績額となるために、労務費以外の経費計上基準は「支払ベース（実績主義）」としてください。ただし、会社の経理上等の都合により、検収ベースで計上したい場合はその限りではありません。

区分	経費計上基準
労務費	検収ベース（発生主義）
<u>上記以外</u>	<u>支払ベース（実績主義）</u>

3-1-13 補助事業の遂行により生じる副生物等について

- (1) ユーザー評価のためのサンプル提供（以降、「有償サンプル」。無償の場合は除く）とそれによる収入を控除するには、以下の手続きが必要になります。

- ・「(添付資料2) 事業化実施計画 補助事業期間の研究開発」等への記載（目的、内容、予定単価、規模（サンプル数）、想定している提供先、フィードバックの時期・内容、期待する開発成果、支出・収入計画等）
- ・「有償サンプル」の計画書
- ・「有償サンプル」提供による評価結果のまとめと「実績報告書」への記述

- (2) 「有償サンプル」に該当するものは、以下の条件があります。

- ・補助期間中に納品・受領、請求、検収を確認できたもの

- (3) 補助費用・収入の計上、検査は以下の通りを行います。

- ・収入額は該当する補助対象費用の「月別項目別明細表」にマイナス額として記入します。
- ・「有償サンプル」製作に要した研究員費、研究補助員費も計上可能です。

- ・検査にあたっては、事務処理マニュアル記載の検査書類に加え、「有償サンプル」の払出表（提供先、価格等を記載したもの）を提示して下さい。

3-2 機械装置等費

建物等については、本事業に専用として使用し、事業期間内に工事が完了し、当該建物を活用して研究開発を実施するものに限り、計上等を認めます。

土木工事費（土地造成、整地に係る費用）、また、建築基準法、消防法、労働安全衛生法、事務所衛生基準規則等に則り設ける必要がある設備等の計上は認められません。また、撤去費の計上は原則認められませんが、実施計画の中で明確に計画されており、研究開発の実施においてNEDOが必要と認めるものについては計上を認める場合があります。建物等に関する計上の可否についてはNEDO担当者にご相談ください。

3-3 労務費

3-3-4 研究員区分の選択

【研究員の労務費計上方法について】

事務処理マニュアルには、研究員について4つの区分がされていますが、本事業では、労務費を計上する場合は、時間単価適用者又はエフォート専従者となりますのでご注意ください。

なお、健康保険等級適用者以外は、個別に月給額を算定し、必要な場合は日額、時間単価に換算した単価を適用します。NEDOの判断により必要に応じ補助先における過年度分の支払実績等を確認・考慮の上、補助事業開始時等にNEDOによる確認を受けた金額を適用することとします。

3-3-1 1 補助事業従事日誌（エフォート専従者の場合は従事月報）

事務処理マニュアルにおいて、「具体的な研究内容、作業内容」の欄を週単位にて記載可能とした従事日誌の様式が追加されましたが、本事業においては、原則として従事日毎に記載していただくことを推奨しますが、週単位の記載を制限するものではありません。

なお、本事業では、適切な事業進捗の把握の為に、補助事業報告書で事業の進捗等を報告いただきます。

別紙 2

事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和 3 年 11 月 8 日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、従業員への賃金引上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。

加点を希望する提案者は、留意事項をご確認の上、様式による表明書をご提出ください。

（留意事項）

1. 給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は暦年）に、対前年度（又は前年）と比べて、大企業は 3 %、中小企業等は 1.5 %以上増加させることを表明し、公表している（又は公表予定がある）場合に加点いたします。（事業開始までに公表されている必要があります。）
2. 給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する研究員に限ることも可能です。
3. 提案者が複数者からなるコンソーシアム等の場合は、代表法人が企業等であって、賃上げの実施を表明した場合を加点対象といたします。
4. 表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出してください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社 web ページ等）いただきます。
5. すでに本表明書を当該年度中に NEDO へ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。

別紙 3

ー ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について ー

2016 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条（現 24 条）に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況について、提出時点を基準として記載ください。

対象：提案書の実施体制に記載される委託先（再委託等は除く）

提案法人名	常時雇用する労働者数	認定状況及び取得年月日（認定が無い場合は無しと記入）
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定 1 段階（〇年〇月〇日）
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定行動計画（〇年〇月〇日）、ユースエール認定
〇〇株式会社	〇名	プラチナくるみん認定（〇年〇月〇日）

【加点対象認定】

認定等の区分	
女性活躍推進法に基づく認定※1 （えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし※2
	3 段階目※3
	2 段階目※3
	1 段階目※3
	行動計画※4
次世代育成支援対策推進法に基づく認定※5 （くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん※6
	くるみん（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）※7
	くるみん（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）※8
	トライくるみん（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）※9
	くるみん（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）※10
	トライくるみん（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）※11
	くるみん（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）※12
若者雇用促進法に基づく認定※14 （ユースエール認定企業）	
行動計画（令和 7 年 4 月 1 日以後の基準）※4、※13	

※1：「女性活躍推進法特集ページ」参照。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

※2：女性活躍推進法第 12 条に基づく認定

※3：女性活躍推進法第 9 条に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4：常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5：「くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークについて」参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

- ※6：次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※7：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定
- ※8：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定（ただし、※10及び※12の認定を除く。）
- ※9：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定
- ※10：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定（ただし、※12の認定を除く。）
- ※11：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定
- ※12：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成29年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定
- ※13：次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの
- ※14：ユースエール認定制度

<https://wakamono-koyou->

sokushin.mhlw.go.jp/search/service/staticpage.action?action=ouensengen#youthyale-area

別紙 4

本支援事業の活用例及び補助金交付額上限・事業期間

実施するフェーズのパターン	①STS フェーズ（実用化研究開発（前期））	②PCA フェーズ（実用化研究開発（後期））	③DMP フェーズ（量産化実証）	合計の補助金交付額 上限 最長事業期間
①	3 億円、5 億円※ 4 年程度			5 億円※ 4 年程度
①②	3 億円、5 億円※ 4 年程度	5 億円、10 億円※ 4 年程度		15 億円※ 6 年
①③	3 億円、5 億円※ 4 年程度		25 億円 4 年程度	30 億円※ 6 年
①②③	3 億円、5 億円※ 4 年程度	5 億円、10 億円※ 4 年程度	25 億円 4 年程度	30 億円 6 年
②		5 億円、10 億円※ 4 年程度		10 億円※ 4 年程度
②③		5 億円、10 億円※ 4 年程度	25 億円 4 年程度	30 億円 6 年
③			25 億円 4 年程度	25 億円 4 年程度

※事業会社との連携、海外技術実証がある場合